

## 2026-9-2 第2回困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

○栗原女性支援室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」を開催いたします。

御出席の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の構成員の出欠状況ですが、新保構成員が御欠席です。

また、オンラインにより岩本構成員、近藤構成員、宮城構成員、雪田構成員が参加されています。

次に、事務局に異動がありましたので、御紹介させていただきます。

野村社会・援護局長です。

三好大臣官房審議官です。

山田総務課長です。

柴田地域福祉課長です。

また、本日は、構成員の先生方のほかに、自治体からのヒアリングとして、岡山県中央児童相談所・岡山県女性相談支援センター所長、薬師寺真様、オンラインで京都府家庭支援総合センター所長、能勢文音様に御出席いただいております。

続きまして、本検討会の取扱いについて御説明いたします。本検討会の議事につきましては、会場での傍聴は報道機関のみとさせていただき、会議終了後速やかに議事録を公開することとしています。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、ヒアリング資料については資料1～6、参考資料1の計7点となっております。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、戒能座長にお願いいたします。

○戒能座長 皆様、おはようございます。第2回の検討会を始めたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。本日の議事は「女性相談支援センター及び自治体からのヒアリング」、「その他」となっております。

本日のヒアリングの進行については、まず高岸構成員、石井構成員、オンラインで能勢所長から、それぞれの自治体における女性支援施策の現状と課題などについて、短くて誠に恐縮なのですが、各10分程度で続けて御報告をいただきまして、お三方の御報告に対する質疑を、これもまた短時間ですが、10分間をお願いしたいと思います。

その次に、田村構成員、清水構成員から同じくそれぞれの自治体における女性支援施策

の現状と課題等について、それから、今日、参考人として能勢所長と同じく出席いただいております薬師寺所長から、児童相談所と女性相談支援センターの所長を兼務されているお立場から、岡山県における子ども施策と女性支援施策の連携についてということで、現状や課題についてそれぞれ10分程度で続けて御報告いただきます。その後に同じく質疑応答の時間を10分程度設けております。

最後に、20分、報告者を交えて意見交換の時間を設けておりますので、活発な御議論をお願いいたします。

それでは、早速、高岸構成員より御説明をよろしくお願いいたします。

○高岸構成員 女性相談支援センター所長全国連絡会議の高岸でございます。

まず、本日はこうしたヒアリングの機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

本日に向けては、全国の女性相談支援センターの意見を盛り込んだヒアリング資料、それから、当会が今年3月に厚生労働省に提出させていただいた要望書を参考資料ということで提出させていただいております。

まず当会について御説明したいのですが、全国47都道府県の女性相談支援センター所長が会員となっております、全国を6ブロックに分けて活動しております。

昨年度の法施行後3年目の見直しに向けたセンターの課題と方向性という共通テーマで各ブロックごとに協議をいたしましたので、そこで出された意見を抽出してヒアリング資料のたたき台を作成しまして、それを全県のセンターにお送りして、各県から出された追加修正意見を盛り込んで今回のヒアリング資料を作成しております。

ブロックや各センターから上がった意見をできるだけ生かして資料を作成した結果、同じような内容が重複して複数箇所に書いてあるという状況になっておりまして、また、自治体の規模や地理的要件など、県によって置かれた状況が異なるために、全体的な方向性とはちょっと違う御意見が含まれているという場合もございます。読みづらい、分かりにくいと感じられるところもあるかもしれませんが、全都道府県のセンターの生の声が反映されているのだなということで御容赦いただければと存じます。

内容は9項目の柱がありまして、それぞれ現状と課題、現在ある問題と感じていることや私どもが困っていること、また、方向性ということで各センターからの意見に分けて記載しております。

では、まず1点目から説明に入らせていただきます。1つ目は市町村の役割・責務の明確化ということで、この項目が今回のヒアリングの中で最も強く申し上げたいことということで最重点項目となっております。

新法施行後の若年の女性の方や高齢、障害あるいは貧困など様々な困難を抱える女性の相談や一時保護が増えております。こうした女性の自立支援においては、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉など市町村が実施主体となっている支援が欠かせないという状況があるのですけれども、必ずしも市町村からの積極的な支援、協力が得られないという状況が

生じております。適切な支援になかなかつながらなくて一時保護が長期化してしまうとか、特に居所を転々としていて住所地がはっきりしないような方などについては、援護の実施主体がなかなか決まらずに苦慮しております。

市町村に女性相談支援員が配置されていなかったり、配置されていてもその自治体の中で女性支援への理解や連携が十分ではなく、その機能が十分生かされていないというケースも散見されます。女性支援に関する市町村の認識や体制・スキル・財源などは非常に格差が大きい状況となっており、女性支援の窓口自体が設置されていなかったり、あっても分かりにくいことも多いと感じております。

また、一部の市町村では独自の施策として、緊急で女性や母子を一時的に保護できる場所を確保して活用しているという例もありますが、法や政省令、通知には位置づけられておりませんので、国からの財政支援はないという状況です。

こうした状況に関する方向性としましては、まず地域で最も身近な行政機関である市町村において女性支援が主体的に実施されるよう、法において女性支援の実施を市町村の役割として明確に規定することが必要だと考えております。役割・責務を明確にすると同時に、財源、人材育成支援など市町村が主体的に取り組める支援の仕組みをセットで整備していくことが必要です。

市町村において女性支援のための計画の策定、女性相談支援員の設置、支援調整会議の設置などの取組が進むことにより、市町村間の格差の解消を図ることが重要です。

また、居所が不定の方についての援護の実施主体の考え方も示すことで、どの自治体が関わるべきかという基準も共有することが必要です。

市町村では少人数の相談員で業務に取り組むということが想定されますので、全国的なヘルプデスクを設置したり、あるいは都道府県のバックアップ体制の確保などが求められると思います。

こうした市町村の役割が明確化される中で、都道府県の女性相談支援センターといたしましては、市町村と連携して個別支援を担うという役割を引き続き果たすと同時に、今後は都道府県域内において女性支援を推進するための中核拠点として位置づけていただいて、市町村に対する助言、スーパーバイズ、人材育成、困難事例検討などの役割を果たしていきたいと考えております。

このため、基本方針やガイドラインにおいても、市町村の役割明確化とともに、こうした都道府県の役割も明確化していただくことが必要と考えております。

2番目が他法・他施策との関係性の整理ということで、3つの小見出しをつけさせていただいております。

1点目が他法他施策優先見直しの方針についてです。令和元年7月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を踏まえて関係通知が改正されておりまして、他法他施策優先の文言が削除され、この方針は今も引き継がれておりますけれども、精神疾患・障害、知的障害、高齢福祉の専門支援の方につながることを望ましいと思われる方が、女

性支援が介在することで適切な専門領域の支援につながりにくくなるという弊害が発生しております。

高齢者、障害者、生活困窮、貧困などは既に既存の制度、サービスが充実していて、制度利用の流れや仕組みも整っております。新法により、これまで女性支援から漏れていた女性に広く支援が行き渡るということは非常に意義があることですが、その困難な問題の主たる要因が高齢や障害であるというような場合には、専門機関が中心となって支援をすることで支援が円滑に進みます。

市町村の女性相談支援員からも、新法施行後、精神や高齢などの他部署から、女性だからという理由で、精神科未治療だったり、あるいは障害者施設への入所が適当と思われる方が十分な検討もなく女性相談のほうに業務として割り振られ、非常に苦慮していると聞いておりますので、一定の基準は必要ではないかと考えております。

2点目が現在地主義と実施責任の関係です。女性支援は現在地主義となっておりますので、その自治体内に住民登録がない方についても、発生地、相談を受けた自治体で女性支援の実施主体となってまいります。各福祉施策との連携が必要になって、制度によってほかの自治体の実施機関になるという場合には、ほかの自治体と連携分担して女性支援を行うという必要が出てまいりますので、相談員にとって負担が大きく、また、ともすれば発生地とか実施機関の解釈で双方の認識がすれ違うということもありますので、調整に時間と労力がかかるという状況となっております。

3点目が施設所在自治体への負担の集中の問題です。一時保護や女性自立支援施設入所の方の退所に向けて生活保護等の制度、サービスの利用を検討する際に、市町村によって取扱いが異なっていて、調整に支障が生じたり、あるいは施設所在の市町村への負担が大きくなるという問題が生じております。

これらへの方向としましては、まず1点目の他法他施策との分担につきましては、女性支援事業と他法他施策事業との役割分担の考え方をしっかりと整理して、通知等で示して、現場の女性相談支援員が円滑に適切に支援できるよう環境整備を行うことが必要と考えます。例えば女性支援法における他法他施策優先の除外は、緊急保護等の緊急対応にある程度制限をして、必要に応じて速やかに望ましい専門領域につないでいくということを福祉の役割として明記するといったことが考えられると思います。

2点目の現在地主義と実施責任の考え方につきましては、同じ一人の方に異なる制度を適用する場合の調整や協働について整理をする必要があります。特に高齢者・障害者については、支援の対象者に最適な支援という観点から迅速に支援が調整できるように、女性支援と高齢や障害の支援の担当部署が速やかに調整できる協議の場を設定するなど、それぞれの制度の枠組みによって相談者や被害者への支援を適切に行っていくことを通知等で明確に示すことが必要です。現在地主義の女性支援と住所地が実施機関となる制度の間で、支援の適用ルールの違いを超えての柔軟な対応がどの県でも図られるよう、考え方の整理・統一化があればと思います。

3点目の女性自立支援施設所在地への負担の問題については、女性自立支援施設についても入所時に担当した自治体が退所するまで継続して支援ができるよう、住所地特例の対象施設としていただくことが考えられます。

それから、3番目が多様な支援対象者に対応できる施設の確保ということですが、多様な方に対応するためということで一時保護とか女性自立支援施設を確保していくという視点ですが、まず申し上げたいこととしましては、女性相談支援センターは新法施行後も加害者からの追跡のおそれのある対象者の安全確保、安心・安全に最大限の注意を払って運用しているということでございます。

一時保護の調整をする中では、他の支援も含めてということで、御本人の意向も踏まえながら調整した結果、女性支援の一時保護にならない場合もございます。一時保護の稼働率を上げるという尺度だけで評価できるものではないという意見も挙がっておりました。

その上で、多様な支援対象者に対応できるよう、秘匿の必要のある方、ない方にそれぞれ適切な支援を提供できる体制が必要ということで、どのような実践的・効果的な体制整備ができるかということが課題となっております。

若年支援等では、スマホを手放すことで精神的に不安定になるとか、そもそも共同生活の経験がなく、バストイレつき個室ではない、風呂トイレ共同ということでは入所したくないというようなケースもあるなど、現場でいろいろな状況が出ておりますので、対応に苦慮するところです。

また、女性自立支援施設では、もともと入所者が就労等で収入を確保して自立していくという前提で施設がつくられておりますので、きめ細やかな支援のための支援体制づくりが課題となります。

また、現在、まず心身の回復を図る必要がある方も入所されておりますが、生活保護の生活扶助は適用外ということで、少しお小遣いが必要という場合も御本人が就労することが必須という矛盾した状況となっております。

制度が変わった後も従前の制度の仕組みは変更がございませんので、一時保護や自立支援施設の入所が都道府県の措置決定となっております。幅広い方が入所対象となる中で、公平・公正な制度運用という面で判断が難しく、自治体によって判断にばらつきが出ていくという部分も見られるところでございます。

方向性として、秘匿の必要性の高い方への支援については、他に安全確保の手段がない（非代替性）、生命の危険に直結するおそれがあるという緊急性・危険性から、24時間365日対応で公的支援として実施していくということが絶対に必要です。利用促進を進めた結果、こうした方の利用に支障が出ないようにする必要があると思います。

本人が置かれた状況を整理して、他の施策の活用も含めた本人主体の選択がなされるよう、関係機関と丁寧な調整を行うということはセンターの役割として位置づけていただきたいと思います。

○戒能座長 少しスピードアップをお願いいたします。

○高岸構成員　その上で、被害者の方とそうではない方が利用できるようにするためには、どういった運用があるか先行事例が知りたいという声もありますので、どういった対応方法の工夫があるか研究・検討が必要と思われます。

一部の自治体では、ホテル代の補助ですとか、ホテルやゲストハウスを一時的な避難先として利用したいといった一時保護委託以外の避難の柔軟な運用も考えられるという意見も出ておりますので、こうした取組の有効性を国において検証していただきたいということをお願いしたいと存じます。

また、施設については、女性自立支援施設は支援を要する方を支援できるという体制として職員配置を拡充するなどの対応も必要と考えます。

また、入所の判定、入所の考え方については、入所の継続の判断基準、対象者や措置決定の考え方、利用期間の考え方を整理して、全国で公平・公正な制度運用が図られるよう明確化していただきたいと思います。

4番、5番、6番につきましては、妊娠出産期の女性への支援、民間団体との協働の促進、関係機関との緊密な連携につきましては、内容は比較的短く書いてございますので、それぞれ御覧いただければと思います。

7番の女性相談支援センターの体制確保につきましては、新法になってもセンターの設置要綱では明確な職員基準が示されておらず、センターの配置基準が強化されていないという状況でございますので、対応が複雑化する相談が増えて、なかなか組織体制、人員配置が変わっていない中で現場は非常に疲弊しているという状況がございますので、センターの職員の配置基準の創設、増員を行って、業務量、困難化に応じた適切な職員配置基準がされて、また、必要な財源も確保されるよう御配慮いただきたいと思います。

また、専門性の向上や支援の質向上のための体制の整備などについても取り組まれていくことが必要です。適切な支援体制の確保に向けて、夜間も含めた専門職の配置などの明確化をするなどの対応も考えられます。よろしくをお願いしたいと思います。

それから、8番の人材育成につきましては、困難事例が増えておりますので、市町村においても都道府県においても体制強化が必要というところですが、国がシラバスを示しておられますけれども、都道府県がやるようにという演習の部分については、各都道府県単位での実施は負担が大きいという状況にもなっておりますので、国や国の関係する機関において演習なども実施していただければと存じます。

また、専門的なスキルを持つ職員を育成するためにも、都道府県の取組もしてまいりまされども、人材育成の中核機関として位置づけていただいて実施していくということがございますが、都道府県では対応が難しい部分についても全国的な人材育成が進むよう、国においても対応をお願いしたいと存じます。

長くなってしまって申し訳ございません。以上でございます。よろしく願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございました。急がせてしまって申し訳ございませんでした。

続きまして、石井構成員から御報告をよろしくお願いいたします。

○石井構成員　ありがとうございます。神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室の石井でございます。

私のほうからは、皆様のお手元の資料2のほうで、本県の女性支援の取組、また、法律に基づく施策や現状や課題についてということで御説明の機会を頂戴いたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

まず、表紙のところ少し絵を置かせていただきましたが、本県、女性支援法の施行に合わせて計画を策定してございます。「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」という名称で、女性支援法とDV防止法、両方の法律に基づく都道府県の基本計画として令和6年4月から5年間の期間で計画を策定してございます。

スライド1ページを御覧ください。

本県の状況ということで、基礎的なデータを載せさせていただきました。神奈川県は人口919万人、自治体の数は、33市町村ございまして、そのうち3つが政令指定都市となっております。

その下、女性支援の中心となる3機関でございしますが、女性相談支援員が県内全体で約130名、そして、女性相談支援センターと女性自立支援施設は1か所ずつございます。いずれの施設もDV等暴力被害者の方も支援をさせていただいておりますので、住所等は非公開とさせていただいております。

次のページを御覧ください。

本県の人材育成・研修の取組ということで1つ資料を作らせていただきました。県や市の女性相談支援員を対象といたしまして、一部は民間団体の方も受講していただける形で、資料に記載のとおり、研修は本庁と女性相談支援センターと配暴センターのほうで年間約30回程度実施しております。ただ、非常に回数が多いでございますので、どのように受けていただくのがいいかということで、今後はこの研修の体系化を検討しているところでございます。

次のスライド3ページでございます。

女性相談支援員の発掘ということで、やはり支援の担い手不足というのが課題になってございまして、民間団体の皆様とも協働して、有識者の皆様にも御協力をいただいて、昨年度から県として新たな人材発掘のための講座を始めました。昨年度は40名程度の方に御参加いただいております。今年度は受講された方にさらにステップアップというようなことを学んでいただけるような機会を検討しているところでございます。

次のスライド4ページを御覧ください。

本県の相談件数ですとか一時保護・女性自立支援施設の入所の状況をグラフにしています。相談件数は年々増加しておりまして、直近、昨年度で2万5千件というような件数でございます。

一時保護件数でございしますが、全国的に減少と伺っております。本県としても、トレン

ドを見ますと平成15年をピークに下がってはいるのですが、女性支援法施行以降、増加の傾向にあります。一時保護について後ほどお話しさせていただきますが、大変苦慮しているという状況でございます。

5 ページのスライドでございます。

女性支援法の理念の実現に向けての課題でございます。女性をめぐる課題は暴力、性被害、家庭関係、生活困窮など多様化・複雑化していて、関係機関が連携して切れ目なく当事者に伴走支援をしていく体制が必要だと考えてございますが、本県、現状でございますけれども、やはり市町村の支援であるとか民間団体の活動を後押しする仕組みというのはまだまだ足りていないのではないかと考えてございまして、市町村が組織として対応していくための仕組みづくりであるとか、民間団体が特色を生かした活動をできる仕組みづくりが必要ではないかと考えてございます。

次のスライド6 ページを御覧ください。

このページ以降ですけれども、先にお示しいただいた今後の検討会の検討の視点ごとに現状ですとか県の取組、まだまだ解決できていない課題を整理させていただいております。

1 つ目としては、公的支援機関における支援状況、地域での伴走支援という項目でございますが、身近な市町村で相談ができて、地域で伴走支援をすることというのが自立に向けては重要と考えてございますが、県の取組として、先ほどもお話がございましたが、相談の発生地を所管とする市または県の福祉事務所で実施機関として支援を行う仕組みで運用してございます。ただ、まだまだ解決できていない課題としては、市町村によって支援施策が異なりますので、地域によって希望する支援が受けられるとは限らないといった課題がございます。

7 ページのスライドでございますが、ニーズに応じた支援ということで、現状、DV被害者を守るということで、シェルター等ではスマホの利用はできないということにさせていただいておりますが、これが入所の実質的なハードルになっているということ。

このたび、国庫補助は新しいメニューも追加いただきましたけれども、サテライトの設置というのがありました。本県、女性相談支援センターですとか女性自立支援施設のサテライトとして設置するというのが人的体制等から困難という状況がございます。

右側は県の取組でございますが、民間団体への委託ということで、令和7年1月からニーズに応じた多様な支援ということで「わたしのお家」という自立支援をスタートいたしました。ただ、こちらは施設要件として女性自立支援施設の要件を満たさないアパートタイプの小さな場所でやっておりますので、そうした国庫補助が活用できないというような課題がございます。

次の8 ページのスライドを御覧ください。

今度は民間委託シェルターの状況でございますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、一時保護は増加しておりまして、女性相談支援センターでの一時保護というだけでは対応が難しい状況がございます。また、民間シェルターは非常に収入が不安定というよう

な状況を踏まえまして、今年度から県単事業ということで、賃料ですとか実際にかかる光熱水費などの維持の部分などの支援をスタートしております。ただ、こうしたことを始めたところですが、既存のシェルターの安定的な運営というところはなかなか新たな加算だけでは限界があると考えてございます。

次の9ページのスライドを御覧ください。

通所型支援でございます。これまでの課題としては、やはり女性支援は入所型のサポートが中心で、入所というと生活環境を変えるということでハードルが高いというような声をいただいております。民間との協働で通所型支援を令和7年9月から3か所でスタートしてございます。それぞれ3か所、民間団体のそれぞれの特色を生かしながらスタートしているところなのですが、本県、3か所では県のあちこちから通えるという状況ではございませんので、やはりどの市町村に住んでいてもこうした支援が利用できる環境にしていく必要があると考えてございます。

次の10ページのスライドを御覧ください。

相談支援体制でございます。女性相談支援員は、やはり配置基準がないということで、市町村によって体制や支援の内容、質やその人数に差がございました。実際のところ、離職された場合に採用に難航することがあったり、女性相談支援員に任せきりでなかなか組織としての対応が弱くないかといった課題認識がございました。

県の取組といたしまして、市の配置に係る国の補助をいただいておりますけれども、今年度からそれに対して県の補助を一部上乗せするような取組をスタートするところでございます。

また、実際の支援に当たって情報共有するため、記録をするシステムのようなツールを試行的に開発導入していこうと考えてございます。ただ、なかなか市町村ごとの組織体制、支援の状況の差を今の県の取組だけでフォローすることは困難であると考えてございます。

次のスライド11ページでございます。

市町村支援ですけれども、女性相談支援センターは本県の現体制では一時保護対応で非常に手いっぱいな状況、ただ、市町村に対してやはりもっとバックアップをしていく必要があると考えてございます。

今、県としては女性相談支援員を少し増加するなどして連携の促進に取り組んでございますけれども、今後解決していくべき課題としては、女性相談支援センターとしての体制を強化して、支援機関間の連携ですとか市町村のバックアップをする機能を強化する必要があるのではないかと考えてございます。

次の12ページでございます。

市町村ごとの支援の体制ですが、本県は、福祉事務所に町村部の相談を対応するための相談員を配置しているというお話もさせていただきましたが、そこで、身近な地域でのネットワークを充実するというところで市町村を支援しているところでございます。支援調整会議の設置の支援であるとか、各市町村の計画策定の支援であるとか、先ほどの相談員の

研修の実施などをやっておりますが、ただ、もともとの役割分担という意味で、県が例えば未成熟な課題ですとか広域的な課題・人材育成に対応して、市町村には身近な伴走支援をしていただくというような明確な役割分担が不足、不明確であるのではないかと考えてございます。

13ページを御覧ください。

支援調整会議の設置でございます。支援調整会議を本県は設置したところですが、各市町村の取組状況というところではまだまだこれからと考えてございます。現場のほうからは、女性相談支援員が所属する担当課がばらばらで、同じ課の中の連携はできるのだけれども、他施策との連携が難しいというような声もいただいております。

県としては、今、女性相談支援センターで児童相談所、また、児童福祉所管課、生活保護所管課と業務連絡会を開催して情報共有や意見交換を実施、また、福祉事務所のほうでは所管の町村、また、警察などと支援調整会議の実務者レベルの会議を開催して連携を促進しているところでございますが、全ての市で支援調整会議、また、実務者レベルの会議が行われて活用されるように取組を強化していく必要があるのではないかと考えてございます。

14ページのスライドを御覧ください。

こちらに検討の視点を踏まえた考えということでまとめをさせていただきました。

1番目としては女性自立支援施設の設備、また、運営に関する基準の緩和、女性自立支援施設の設置運営が柔軟な基準になっていただけないかということ。

2番目としましては民間団体への継続的な財政支援。

また、3番目といたしまして女性相談支援員の質の確保と体制強化。やはり専門職としての位置づけであるとか、常勤化・配置基準の明確化などによって、どこに住んでいても支援が受けられるというような体制が必要ではないかと考えてございます。

最後のスライド15ページでございます。

4番目といたしましては、女性支援に係る全国統一のシステムを作っていただけないかということ。

5番目といたしましては、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化ということで、市町村として伴走支援を行う組織として対応できる仕組みを作って、どこに住んでいても切れ目ない支援が受けられる体制へということで進めていく必要があるのではないかと考えております。

本県といたしまして、今、挙げさせていただきました5つの項目につきましては、国へも要望させていただいてございますほか、本県、昨年度発生しました川崎市での事件も踏まえまして、切れ目ない支援のためにということで、女性支援法、DV防止法、ストーカー規制法、この3法に規定されている支援策の連携を図るための法改正であるとか、加害者への対応に係る法整備などに関して提案もさせていただいているところでございます。

加えて、国へ提案をさせていただくとともに、こうした考えでこの3つの法律に横串を

刺して施策の充実を図る、また、そうした支援を行うということで、普遍的な仕組みとして県としての条例の制定について検討を進めているところでございます。

長くなりましてすみません。以上でございます。

○戒能座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、オンラインで御参加の能勢所長、御報告をよろしく願いいいたします。

○能勢参考人 京都府家庭支援総合センターの能勢と申します。

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

持ち時間10分ということで、主に京都府で中心となっている課題、現状というところをお話しさせてもらえたらなと思っています。よろしくお願いします。

まず初めに、1 ページ目のスライドをお願いいたします。

京都府の実施機関を挙げさせていただきました。京都府は日本列島のほぼ中央に位置していきまして、北は日本海、そして、南は奈良県、大阪府に接する南北に細長い形の地形となっております。京都市内から一番北にあります京丹後市に行こうと思えば、車でも電車でも3時間近くかかってしまうというような現状があります。

その中で、人口のほうは、8月1日現在ですけれども、推計で約249万人となっております。このうち、京都市内の人口が全体の約57%、約143万人を占めているといった状況になっております。

京都府の女性相談窓口をここに一覧で挙げさせていただきました。赤で囲んであるのが京都府の機関でございます。そして、青で囲んである部分が市の機関になってきます。

初めに、京都府の機関から紹介させていただければと思います。

まず京都市内にあります京都府家庭支援総合センター、私が所属しております京都府家庭支援総合センターですけれども、こちらは京都府内唯一の女性相談支援センターと女性自立支援施設を所管しているところでございます。この女性相談支援センターの一時保護所と女性自立支援施設は併設でございますので、やはりいろいろな弊害、携帯が使えないとか自由な外出ができないといったところで、女性自立支援施設への入所というのはなかなか進んでいないというような現状があります。

あわせてまして、京都府は南北に長いので、南部に1か所、北部に1か所の配偶者暴力相談支援センターを設置しております。京都府の南部、宇治市にあります南部家庭支援センター、ここは児童相談所と併設になっております。そして、福知山市にあります京都府北部家庭支援センターにも配偶者暴力相談支援センターを設置していきまして、こちらと児童相談所との併設となっております。

続きまして、市町村設置の配偶者暴力相談支援センターでございますが、まずは京都市内にあります京都市DV相談支援センター、こちらは京都市のほうで設置されております。そして、北部にも1か所、舞鶴市が設置します舞鶴市配偶者暴力相談支援センターが設置されているところでございます。

また、一時保護所は併設されていないため、女性相談支援センターと名乗ることはできませんが、京都市のほうでも女性のための相談支援センター「みんと」という相談窓口を設置されているような状況です。

また、京都府のほうでもSNS相談、こちらは内閣府の事業になりまして、健康福祉部所管ではないのですが、京都府女性のための相談窓口チャットルーム「ここはな」というものを開設しているところでございます。

京都府の家庭支援総合センターの話を少しさせてもらいますと、京都府の家庭支援総合センター、今、女性相談の施設の話をしてもらいましたが、これ以外に児童相談所部門、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、また、ひきこもりの支援等、家庭内の困りごとをワンストップで解決するということをコンセプトに平成22年度に設置されております。なので、日々いろいろな困りごとの相談が京都府家庭支援総合センター内には入っているというような状況です。

相談状況のほうはつけられていないのですが、口頭で説明させてもらえたらと思います。

家庭支援総合センターは朝の9時から夜8時まで、365日、土日祝日、年末年始も含めて開設しております。南部と北部のセンターのほうは9時から5時までの月～金、平日だけの勤務の開設になっているところです。

相談の状況ですが、令和2年度をピークに減少傾向が続いています。ここ数年は7,000件台で推移しているような状況です。相談の6割がDV相談、残りの2割が親からの暴力、子供からの暴力といった他暴力、その他の相談が2割といった状況になっています。

そのような状況の中で、京都府の現状と課題ということで、2ページのスライドになりますが、大きく2点挙げさせてもらっています。都道府県と市町村の役割分担、2点目の人材確保と人材育成というところが今、私たち京都府が抱えている喫緊の課題かなと考えているところです。

3ページで具体的にお話をさせてもらえたらと思います。

まず1点目、都道府県と市町村の役割分担といったところでございます。先ほど来、高岸会長も神奈川県さんもお話しされておりましたが、都道府県の支援ということになりますとかなり限界があるのかなと思っています。相談窓口で相談を受けること、その中で情報提供をしていくこと、また、必要に応じて無料の弁護士相談、カウンセリングを受けってもらうこと、各種証明ができること、そして、ほかの機関ではない一時保護だとか女性自立支援施設への入所というように限られているということになります。

しかしながら、実際に自立支援に必要な福祉制度というのは、基礎自治体である市町村の施策や取組に頼っているというような状況があります。生活保護が必要だ、母子生活支援施設に入所が必要だ、障害を持っておられる、高齢なのでグループホームの利用を検討してほしいといったお願いを市町村にしていくわけですが、市町村が自分ごととして捉えていただくということがなかなか難しいような現状があります。

例えばですけれども、8割が暴力絡みというお話をさせてもらいましたけれども、一時保護した場合に他府県に避難することも多くあります。その中で、転居費用は出すけれども、それ以外は京都府さんでやってくださいねというようなお話をいただくこともありますし、生活保護というところ、転居費用とか医療費の支援というところですから、一時保護された場所が自分の自治体のところではないので、そちらの保護している場所の自治体さんで支援してもらってくださいと言って支援を拒否されるような市町村もゼロではありません。

そういうところもあって、京都府の一時保護した人たちにおかれましては、転居先だとか、転居先でのサービスの導入については、府が転居先を見つけて、府のほうで転居先のサービスの情報を収集して、転居先のサービスにつないでいくというような連携をさせてもらっているような状況です。母子生活支援施設などは市町村が中心になって動いてくださっているかなと思っています。

市町村経由でないと一時保護ができないという都道府県さんがあるとも聞いておりますけれども、そういった理由からなのかなと思っています。私たちも一時期、市町村を通してでないと退所先が見つからないということで、そういうふうに支援の方向を変えようかという話もあったのですが、やはりそこは困っている女性がいるのなら、一時保護も市町村経由ではなくてもまずはここで受けて、市町村と連携して支援していきましょうというような話になって、今の体制が組まれているような状況です。

市町村の各福祉担当課との連携が必要となってくるのに、支援の実施主体が決まらずに適切な支援につながらなくなったり、保護が長期化してしまうといった現状はやはり他府県さんと同じようにあるのかなとは思っています。最初に高岸会長も言われましたけれども、他法他施策の優先の文言がなくなってからその傾向はより強くなっているのかなとは思っています。

次のスライドをお願いします。

2点目の人材確保・人材育成についてです。京都府の女性相談支援員の配置というのは、家庭支援総合センターに8名、そして、南北のセンターに各2名ということで、合計12名の女性相談支援員が配置されています。こちらは皆、会計年度任用職員になります。

それに加えて、各保健所に町村の支援員ということで、母子・父子自立支援員との兼務にはなっておりますけれども、配置して支援しているところです。こちらは正職員が配置されています。

一方で、市町村の配置状況は26市町村のうち5市町村にとどまっており、約19%となっています。令和5年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」を作成いたしました。その段階でも女性相談支援員の配置は5市町村といったことで、現状は変わらずといったところになります。

私事ではありますが、この計画の策定時、本庁の所管課におりまして、この作成に携わってきました。その中で市町村の意見も数多く聞いてきたのですけれども、やはり

市町村の中では何で女性相談支援員を配置しないといけないのだという声が多く聞かれました。実際に女性相談窓口というのは市町村での設置、21市町村までは設置してくださっています。そこにはきちんと相談員を配置して支援をされているというような状況にある中で、わざわざ女性相談支援員を配置する必要性を感じられないといった声を多数お聞きいたしました。

実際に女性相談窓口というのは、人権サイドや男女共同参画課が開設されていることが多いという京都府の現状もあるのかなと思います。福祉部局でしたら京都府と同じく母子・父子自立支援員がいらっしゃいますので、そういった方と兼務をするとかいろいろな方法があるのかなと思うのですけれども、福祉部門ではないところの職員が相談窓口となっているということも大きな原因なのかなと感じたところでございます。

予算確保が難しいとか、配置してもそれだけの相談ニーズがあるのか分からないといった声を多数お聞きしていたところです。京都府もこの計画を立てた翌年、予算要求でアウトリーチの支援、市町村のバックアップ支援といったところの支援も必要だということで女性相談支援員の増員要求というのをしていますが、こちらもなかなか予算確保というところで難しく、女性相談支援員の増員はかなわなかったという現状があります。これについては、毎年毎年手を変え品を変え要求はしているのですけれども、これもなかなか難しいというような現状があります。

○戒能座長　そろそろまとめていただけますでしょうか。

○能勢参考人　すみません。

女性相談支援員を配置している市町村でさえ、会計年度任用職員だと横の連携が難しいといった声も聞かれていました。

また、支援調整会議の設置につきましても、既に重層的支援の体制が整っているのに、なぜ新たに追加で支援調整会議という枠組みを設けないといけないのだというような声も出ているところです。

そんな中、京都府では女性相談支援員の配置が進まないで、女性相談支援員以外の相談窓口担当職員、女性相談窓口の職員さんを含む職員のスキルアップというところで支援をしています。7年には年3回、今年度は基礎編2回に応用編2回ということで支援をしているところです。多くの市町村さんが参加していただいて、好評だとは聞いております。

また、民間団体との連携ですけれども、先ほど人口の話をしましたが、民間団体が京都市内に集中しているというところがあります。京都市以外での団体というのは物すごく少ないし、ないところもあるような現状です。そういった中で、やはり市町村の横の連携、または民生児童委員さん、そして、子ども食堂など、地域にある資源をどう生かしていくかということがとても重要なかなと思っていて、市町村としっかりそこら辺は連携しながら、今、支援を進めているというような状況になっています。

すみません。長くなりましたけれども、私からの報告は以上です。

○戒能座長　どうもありがとうございました。時間が短くて申し訳なく思います。

それでは、お三方から御報告いただきましたので、残りの時間、少しオーバーしてしまいそうなのですが、質疑応答の時間にしたいと思います。御質問や意見なのですが、意見交換の時間が後でありますので、できれば御質問や確認したい点を中心に発言していただければと思います。

オンラインで御参加の方は、「手を挙げる」ボタンを押していただくと分かりやすいと思います。

それでは、端的にまとめて御発言をぜひお願いしたいと思います。御発言の方、挙手をお願いいたします。

熊谷構成員、どうぞ。質問の場合はどなたにということをおっしゃってください。

○熊谷構成員 高岸構成員に質問です。資料4ページの3番の施設の利用促進の現状と課題のところの下の方なのですが、「女性自立支援施設では、本人が就労等により収入を確保し、自立を促進することが前提の支援体制になっている」と書かれておりますが、私たち全国の女性自立支援施設の協議会ですが、特に民間の単独でやっている施設は就労を前提としている支援体制という考えはないです。だから、「前提という体制になっているという施設もある」ということのほうが事実ではないかという質問です。

以上です。

○戒能座長 高岸構成員、短くリプライしてください。

○高岸構成員 新法になってからの職員配置基準がどのように変わったかという点から見ますと、心身の健康の回復を含むということでの入所目的の方もいるのですけれども、それを前提としただけの人員増、職員の配置基準が変わっていないと認識しておりますので、制度上それを前提とした配置基準にはなっていないと考えております。

ただし、加配がかなり認められておりますので、各施設では入所されている方に丁寧な支援ができるようにということでそれぞれ努力をされて加配されているという施設も多いのではないかと思いますけれども、仕組み上はそういう仕組みになっているということなのかなということで、このように記載をしているところでございます。

○戒能座長 ただ、女性自立支援施設の側としてこういう現状があるということも認識してほしいという御意見と伺いました。

それでは、ほかに御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

オンラインの方で近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 お願いいたします。全国女性シェルターネットの近藤でございます。

高岸構成員に質問があります。5ページの民間団体との協働の促進、関係機関との緊密な連携というところでは、御説明はありませんでしたけれども、ここに書かれている現状・課題につきまして、連携できる民間支援団体が少ないとか、都市部に偏在しているとか、それから、民間施設の数が少ないところとは連携先の確保が難しいとここに書かれているのですけれども、実際には民間支援団体は全国に100以上ありまして、シェルターネットに加盟するお仲間だけでも六十数団体ございます。もちろん都市部に集中しているきらいは

ありますけれども、この支援法ができて対象が広がって以降、実は都道府県立の支援センターの相談件数や一時保護件数はあまり増えていないという現状の中で、特に民間支援団体に様々な困難を抱えた女性たちが集中してつながってきているというところがございます。そこを民間団体の数が少ないとか連携先が少ないということではなくて、積極的に民間支援団体との連携を重点的に当事者の側に立ってやっていただけるようにぜひお願いしたいと思っているのですけれども、この民間支援団体に対する委託ですとか連携・協働の在り方について、高岸構成員が特に今後お考えになっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○戒能座長　ありがとうございます。

では、高岸構成員、一言お願いします。

○高岸構成員　困難な女性の方に私ども都道府県センターが関われる期間というのは非常に限られておりますので、最初にそういう方をキャッチしたところから、一時的に公的機関の支援が入っても、その後また地域生活をされる。息の長い支援、伴走支援をしていくという上で、市町村の役割ということを今日申し上げさせていただきましたけれども、さらにきめ細かに息長く関わっていただける民間団体の方々の支援は本当に必須であると思っております。

そのようなつながっていく支援のために、団体さんとの協働を私どももより増やしていきたいと考えておりますので、認識としてはそういう方向で各県とも考えている。ただし、補助をするための団体を見つけるのに、全県が易々という状況ではないということで苦労している実態もあるというところでの今日の意見ということです。方向としては今おっしゃったような民間団体さんと連携をしたいということで考えておりますので、その点は少ないのでしませんということではございませんので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございます。

後ほどの討論のところで、連携の状況や、民間団体が少ない現状をどう改善し、どう増やしていくか、どうつながっていくかという議論をできればと思います。

村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

高岸さんと石井さんに質問をさせていただきます。

まず、高岸さんに質問が集中して申し訳ありませんけれども、センターの役割として2つ質問があって、先ほど説明された中で中核的な機能ということと、それから、もう一つは一時保護を含めた言わば直接的な相談支援を担っているというところ、この2つが挙がっていた気がするのですけれども、そのバランスをどう考えていくのか。あるいはそれは例えば東京のようなところと比較的地方のところでは違うということなのか、その辺について教えていただきたいということ。

それから、もう一つは他法他施策という場合に、例えば障害が主訴の場合にそちらが中

心になるというのはもっともなのですが、では女性支援としての観点が必要ないかと言ったらそうではなくて、女性支援としての専門性というのは残っていくだろうと思うのです。だから、そこをリファーしてしまって、そこでおしまいになってしまうのか、女性支援としてそこはつながり続けるということなのか、その辺はどういうふうに考えておられるのかなということを教えていただきたいというのが2つ目であります。

それから、石井さんにお伺いしたいのは、これは恐らく次回の議論になるかもしれないのですが、女性自立支援施設についての基準の柔軟化ということが書かれていて、これをもう少し具体的にというか、内容について教えていただければと思います。

以上です。

○戒能座長 ありがとうございます。

それでは、高岸構成員、お願いいたします。2点ございましたね。

○高岸構成員 直接支援は当然法的にも位置づけられておりますので、直接支援は行ってまいります。行うに際しましては、市町村等と連携しながら、役割分担をしながらということでやっていきたいというところでお話を申し上げさせていただいたのですが、さらに市町村、圏域内のそれぞれの身近な自治体内でも取組が進むよう、それをバックアップしたり促進したりするという中核拠点としての役割というのが今後重要ではないかということで申し上げさせていただいたのですが、それは既にそういう体制がかなり進んでいる自治体と、これからそれぞれの自治体に意識を持って女性支援の重要性を理解して取り組んでいただかなくてはいけないという県によって置かれている状況もかなり違いますので、どのぐらいの配分で取り組んでいけばいいかというのもそれぞれの県の事情によってまた違うのではないかと考えております。

それから、他法他施策のほうでございますけれども、例えば障害とか高齢の方が児童虐待とかDVとかの被害で非常にダメージを受けていらっしゃる、PTSDの症状があるということだったり、あるいはDVということで支援措置なども講じてということでの対応も必要だとか、そういう場合もあるかと思っておりますので、例えばその方を障害の部門に引き継いだら終わりとか、高齢者の施設のほうに入られたら終わりということではなくて、さらに女性部門ならではの支援が継続して必要という場合には、相談員のほうも継続してその部分がきちんと対応ができるまでということに関わっていくというのが通常の形ではないかと考えております。リファーしてしまって御案内だけして終わりということではないと考えております。よろしくお願いいたします。

○戒能座長 ありがとうございます。

では、石井構成員からどうぞ。

○石井構成員 ありがとうございます。

女性自立支援施設の柔軟な対応ということで、具体的にどのような考えかということで御質問を頂戴したところですが、先ほど御説明の中で御紹介させていただきました秘匿の必要性のない方と必要性のある方をすみ分けて支援をしていくという中で、本県で

は秘匿の必要性がない方に対して、社会とつながりを持ちながら自立をしていただく入所施設をスタートしたところです。こちらは非常に小規模に始めておりまして、食堂とかはなくて、アパートタイプの施設でスタートしております。こういった形でやっていくに当たって、こちらは集団生活を念頭に置いた女性自立支援施設の施設要件には合致しないという状況でございますが、こうしたサービスを安定的に、今、予算事業ということで単年度事業でやっておりますので、これをしっかりとやっていくということにあっては、こういう多様なニーズに応じた支援も例えば女性自立支援施設の一形態として認めていただけるような対応ができないかということで提案をさせていただきました。

以上でございます。

○戒能座長 では、続いて堀構成員、どうぞ。

○堀構成員 質問というよりも意見なのですが、よろしいでしょうか。

御報告ありがとうございます。いずれも貴重な御報告だったと思うのですが、2点ほどコメントさせていただきたいと思います。

一つは、お三方からありました都道府県、市町村の役割の明確化ということです。これは本検討会において重要な論点の一つと私のほうも認識しているのですが、現状では地域格差が大きな市町村に対していかに都道府県や女性相談支援センターがバックアップできるかということも併せて検討する必要があるかと思います。女性相談支援センターについても、御報告がありましたように人員体制の強化などは必要ですが、専門的な相談が可能な体制があります。医師や心理士なども配置されている。そういった専門性を生かした専門相談ですとか助言、それから、先ほどありましたが、女性相談支援員が地域での連携に困難を感じている、そういった広域的な調整などにセンターは関わっていく。そういう役割も必要なのではないかと思っています。市町村の役割を明確にするというのは、市町村だけが抱えるということではなく、都道府県や女性相談支援センターが広域的、それから、専門的に支援体制を構築する、いわゆる重層的な体制を構築するということが重要ではないかと思っています。

もう一つは、先ほど村木構成員が御質問をされていましたが、他法他施策優先という考え方ですが、令和元年にこの他法他施策優先の規定が見直された背景には、支援を必要とする女性がほかの制度につなげられてしまって女性支援につながらないといった現場からの意見があったと思います。この見直しは、本人が抱えている困難を起点に支援につなげていくという今の女性支援の考え方にもつながる重要な転換だったのではないかと思います。他法他施策の役割分担といったものは非常に重要ですが、相談の入り口でどの制度が担当するかという振り分けにつながってしまう可能性も十分有している。そういう意味では、他法他施策との連携や役割分担はもちろん重要ですが、他法他施策に優先して振り分けるということにつながる考え方を今改めて検討するというについては、十分に慎重に行っていく必要があるのではないかと考えています。

○戒能座長 どうしても質問したい構成員の方はいらっしゃいますでしょうか。

雪田構成員、短くお願いできますか。どなたへの質問でしょうか。

○雪田構成員 高岸構成員への質問になるのですが、私自身が認識がないもので教えていただきたかったのですが、女性自立支援施設をお持ちではない県が結構あるわけですね。そこでは女性相談センターでの一時保護を受けた後、どのような形になっているのかということ把握されていると思うので、教えていただきたいと思いました。

○戒能座長 高岸構成員、どうぞ。今、8県ないのですよね。そういう場合、どういうふうに対応しているのか。

○高岸構成員 申し訳ありません。その8県の状況について詳細に把握しておりませんが、具体的にこうなっていますということでは申し上げられないのですが、ただ、通常でも女性相談支援センターのほうで一時保護した方が、全てその後女性自立支援施設に入所されるということではございませんので、お一人お一人の状況に応じてということで、それぞれ違うところにつながっていくということになっております。

女性自立支援施設という選択肢はなくても、それ以外の社会福祉の関係の社会資源自体はあると思いますので、県によっては違う種別のところはかなり女性支援のほうに力を入れて支援をされているという入所型の施設があるという都道府県の中にはございますし、いろいろな資源を使いながらということにつながっているというのが、生活保護だったり、場合によっては障害とか高齢とかといった施設種別の場合も、年齢が近い場合とか対象に該当する場合にはあるかもしれませんが、母子生活支援施設とか、そういったものを活用して支援をしているのであらうと考えております。

具体的なデータを持っておりませんが、正確なお話ではございませんが、申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○戒能座長 今後の所長会の課題の一つに取り上げていただければと思います。

それで、京都府については御質問がなかったのですが、実は京都府だけではなくて、非常に多くの県の共通の課題、悩みについて御報告があったと思いますので、最後の討論の時間に、御意見をいただきたい。それから、京都府のほうから追加の御意見がありましたら伺いたいと思います。

それでは、次のセッションに移りたいと思います。田村構成員からどうぞ。

○田村構成員 このような機会を与えていただきましてありがとうございます。富士宮市役所福祉総合相談課の田村岳士と申します。

私からは、富士宮市の女性支援の現状や課題と女性支援法の見直しに関する意見ということで、市町村が女性支援を実施する必要性みたいなものが伝わるといいなと思っております。

では、次のスライドをお願いいたします。

まず富士宮市の紹介になりますけれども、世界文化遺産の富士山と湧き水に育まれた門前町ということで、北部は朝霧高原というような牧草地のようなものが広がっておりまして、右に神社があります。これが富士山本宮浅間大社、全国1,300の浅間大社の総本社とな

ります。実は奥宮というのが富士山頂にもございます。湧き水が湧いております白糸の滝も世界遺産の構成資産となっております。あと、富士宮焼きそばが有名となっております。

女性相談の現状になります。まず人口が12万5000人程度、高齢化率は31%となります。下に女性相談件数の内訳とさせていただきます。相談件数と右が面接の件数で、うち新規がその右にあるというような形になります。相談傾向としましては、令和7年度の新規相談が過去最高の141件となっております。相談内容につきましては複合化・多様化、問題解決までの長期化の傾向にあると捉えております。

次のページをお願いいたします。

まず、女性支援事業が置かれている福祉総合相談課という課にございます。その役割を説明させていただきます。

まず福祉相談支援係、私が所属している係になります。職員が5人、会計年度任用職員が5人でやっております。業務内容としましては生活困窮者自立支援事業、あと、その中のひきこもりの支援などもやっております。

あと、重層的支援体制整備事業、成年後見制度の中核機関、高齢者保護（養護老人ホームの運営）、女性支援事業ということで、職員5人のうち3人が専門職で、私も含めて2名が事務職で行っております。会計年度任用職員は全員専門職で回しているというような状況となっております。

同じ課に右の保護係というものがございます。生活保護を業務としております。職員が11名、会計年度任用職員2名で運営している課になります。福祉事務所機能が課にございまして、相談から制度利用までをつないでいくというようなことを日々やっておるような状況となっております。

次のページをお願いいたします。

ワンストップ相談窓口に女性支援事業があることの強みということでまとめさせていただきます。まず、課の立ち上げが平成18年に、当時は地域包括ですとか介護保険、障害、生活保護などを同じ課に持って、組織立ち上げ以来、今も含めてなのですけれども、保健福祉部をはじめとして庁内どこでも相談してもつながるような断らない相談窓口ですとか、相談から支援までワンストップでやっていくというような相談支援体制をずっと目指して試行錯誤して、いろいろ所属も変わったりしているのですが、取り組んできたというところになります。

その体制の中で、まず女性支援事業を右側の子供担当部署に置かないということ、子供専門部署にあるということで、単身女性が子供ではないということで相談しづらいということがあるかと思います。なので、子供担当部署に置かないということで、単身の女性が相談しやすく、子供の視点による支援と役割の分担ができ、結果、女性本人への支援が確実にできるということで女性を取り残さない支援につながっていると思っております。

左の立ち上げ当初からワンストップの課に女性支援が配属されているということで、入り口から女性相談へということで、ワンストップの福祉総合相談課で受けた相談が女性相

談につながりやすいというところと、入り口の連携だけではなくて、女性相談支援員がコーディネートすることで障害ですとか生活保護などにつながるようなことで、その後の生活再建にもつながりやすい体制となっているということとっております。当事者の女性を中心とした本人の意向に沿った支援が実施できていると思っておる次第となっております。

次のページをお願いいたします。

女性支援事業の取組ということで、相談支援を日々やっているほかに、富士宮独自で行っている基本計画に基づいて、庁内外の関係機関と協力して実施しているものを紹介させていただきます。まず困難な問題を抱える女性調整会議及びDV防止連絡会、次にDV・児童虐待の情報共有、相談窓口の周知、DV防止啓発と女性支援法に関する啓発、DV対策研修、人権教育ということで、この人権教育に関しましては、全中学生を対象にデートDV講座を開催ということで、中学生のうち、必ず一度はDVとか人とのコミュニケーションの取り方みたいなものを若年層を対象に予防の観点で実施しているというようなことにも取り組んでいるというような状況となっております。

次のページをお願いいたします。

基本計画を策定して取り組んでいるという話をさせていただきました。平成26年度に「富士宮市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定して、そこからDVに関してはノウハウを蓄積しているというような形になります。

昨年度、第2期のDV防止計画の見直しをする際に、女性支援法に基づく基本計画はどうしようというような協議をいたしまして、対象者の支援内容の大部分がDVと困難な問題を抱える女性と重複するということが分かったということがありまして、2つの計画を一体的に運用できるように、女性支援法の計画とDV防止法の計画を一つの計画として基本計画として策定したというような形になります。

基本理念としましては、困難な問題を抱える女性を含めた全ての人の人権が尊重され、最適な支援に結びつくとともに、暴力のない安全・安心に暮らせるまちを目指します。その人らしく、その人のウェルビーイングの実現を目指しますということで策定しております。

次のページをお願いいたします。

策定プロセスで見えた課題ということで、市民意識調査を実施いたしました。女性支援法に関しては、認知度自体は低かったのですが、関心があるよって答えた方が約6割ということが分かりました。その他、被害者の多くは女性であったこと、精神的な暴力が最多となりまして、初めて身体的な暴力を受けたという方を上回るという結果が出たということ。女性の困りごとは、将来についてぼんやりとした不安があるということが最多ということで、これは様々な潜在的な不安に寄り添う必要があるなということが分かったということになります。あとは、経済的問題に加え、社会生活で男性が経済的・地位的に優遇されていると感じる割合が高いということで、まさに困難な問題を抱える女性の問題

につながる結果が出たというような形になります。

右側に関係機関のヒアリングということで、庁内18機関と外部6機関に対して担当者とヒアリングを行ったという形になります。そこで出たのが精神的問題を抱える相談者が増えているなということで、相談する心理的ハードルが高く気軽に相談できる仕組みづくりが必要ということ、あとは一時保護後のDV被害者等への心理的ケア期間が不足しているということ、それぞれ複数の関係機関から同様の状況が聞かれたという形になります。ヒアリングを通じて関係機関と女性の生きづらさが共有できたということにもつながっているという形になります。

次のスライドを見ていただければと思います。

計画を実行につなげる進捗管理ということで、掲げるだけで終わらせず、関係機関と進捗を共有し、会議体で継続的に管理していくというような形になります。

課題・基本目標を掲げるということで、左側の写真のピンク色の冊子なのですが、基本計画に富士宮市が取り組むべき課題と基本目標を明記いたしました。

次に右側の資料がついているのですが、進捗管理表というものを作成いたしまして、関係機関とともに各進捗状況を確認できる管理表ということで、その目標に対してそれぞれの課で何をしていくかという具体的なものを書いて、それができたかどうかということを作る紙という形になります。

会議体で進捗管理ということで、困難な問題を抱える女性支援調整会議及びDV防止連絡会で進捗管理をしていくというような形で進めていくという形になります。

そこで次のスライドにもつながってくるような話になるのですが、次のページをお願いいたします。

顔の見える連携を支援につなげるということで、支援調整会議でまず顔の見える連携に心がけていることとしまして、基礎講話と書いてあるのですが、連絡支援調整会議の際に県の方を招いて基礎講話をしていただいております。女性支援法ですとかDVなどの基礎的な講話をまず皆さんで聞いていただくということで、女性支援・女性相談支援員の業務の理解につなげるために講話をしているというような形になります。

そこで皆さん顔を合わせることで、例えばこういうときはこういう人に頼めばいいというような顔の見える連携体制を構築して、切れ目のない支援体制につなげていくようなことを心がけているというような形になります。

会議で築いたつながりを個別ケースの支援・同行・情報共有ということで、まず1つ目としまして、この支援調整会議は構成員ということで各担当が構成員になるという自覚をまずしていただいて、担当者同士が顔見知りになる。何かあったらこの人につなぐというような関係ができます。

2つ目に、後に関係機関で個別ケースの検討ということで、こういうケースがあるのだけれども知っているかとか、そういった顔のつながりができるということと、弁護士相談・裁判所への女性支援員の同行、民間支援機関との情報共有ということにもつながっていく

というようなことを意識しているという形になります。

次のページをお願いいたします。

最後の資料となります。女性支援法の見直しに期待することと書かせていただいております。

まず1つ目としまして女性支援の地域格差をなくすということで、女性相談支援員が不在の自治体からの転居があった際に、十分な支援を受けておられないという方がいらっしゃいまして、丸投げ状態というような状況がございます。当事者に不利益が生じているというような形になっております。

そちらに対する要望としましては、市区レベルで女性相談支援員を必置としていただきたい。あとは、配置場所を明確にすることでどこでも必要な支援が受けられる体制の整備ですとか、都道府県単位での女性支援に対する研修体制の整備をお願いしたいと思っております。

2つ目としまして、女性自立支援施設と一時保護施設のダブルスタンダードを解消するというので、2つの施設が併設されている際などがあるのですが、そういった際に、一時保護には至らないのですが、支援が必要なケースでは通勤・連絡手段など社会とのつながりが必要ということで、高い秘匿性を求めず、利用を敬遠される方もいるという形になっております。

要望としましては、サテライト事業や安全を確保できる民間施設の確保など、選択肢を広げるための枠組みの拡充をお願いしたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

○戒能座長 御報告ありがとうございました。

続きまして、清水構成員から豊島区についての御報告をよろしくをお願いいたします。

○清水構成員 豊島区の男女平等推進センターの清水です。よろしくお願いいたします。

今回、すずらんスマイルプロジェクトについて御説明、御紹介したいと思います。

2ページですが、令和3年の1月のコロナ禍にできたプロジェクトになります。若年女性が社会的に孤立したのですけれども、相談窓口には若年女性の相談は多くないといったことから、全庁横断に連携をして、どうして相談窓口に来ないのか、若年女性の置かれた状況はどうなのかといったことを考えていこうというような形で始めました。民間支援団体や企業、学校とも連携をして、チームすずらんでプロジェクトを推進していこうという形で始まっております。

3ページですが、活動しているメンバーですけれども、区長直轄の庁内組織横断プロジェクトとして取り組んでおります。若手女性職員、男性職員、管理職、会計年度任用職員など、様々な部署、職層の職員が参加して活動しております。

4ページですが、プロジェクトのメインターゲットは「なんとなく生きづらい」を抱える若年女性としております。そして、何ができるかといったところで、すずらんスマイルプロジェクトの役割として、当事者に向けてこういったことをする、職員や支援団体に向

けてこういったことができるのではないかと、地域や社会に対してこういったことができるのかというような形で取り組んでおります。

5 ページですが、プロジェクトの推進体制ですが、プロジェクトはチームで活動しております。各チームがそれぞれコンセプト、ミッションに合わせて何ができるかということチームで考えて活動しているというようなプロジェクトになります。

6 ページですが、主な取組としまして、記載のような取組をしております。やはり行政の情報はなかなか届かないといったところがあるかと思しますので、当事者に情報を届けるにはどうしたらいいかといったところで高校生や大学生からもアイデアをもらったりして、情報発信などに取り組んでいるというような形です。

7 ページですが、こういった若年女性支援といったとき、庁内の連携がすごく大事だと感じております。そもそもプロジェクト自体が組織横断的になっているといったところも大きなところなのかなと思いますし、若年女性支援に関わる部署の相談員のスキルアップや、縦割り行政になってしまいますので、やはり顔の見える関係づくりも大事と考えておまして、すずらん連絡会として年3回事例検討や情報共有を行っております。やはり相談の入り口というのがどこでもあり得ると考えておりますので、どこの相談窓口に行っても同じような対応ができる、同じように支援ができるというようなことが重要ではないかなと考えております。

また、職員のスキルアップとしまして、管理職や男性職員などにも、なぜ若年女性支援が必要なのか、女性支援のポイントなど理解促進を図るため、職員研修も定期的に行っております。相談員向け、あと、民間支援団体の方にも一緒に参加していただける研修なども御用意しながら、定期的な職員研修も行っております。

8 ページですが、民間支援団体の方との連携・協働というところで、令和5年の10月に区と民間支援団体、民間支援団体同士の情報共有やネットワークづくりをするために「すずらん・ネット会議」を設置いたしました。年1回の代表者会議と年2回の実務者会議を行っております。

民間支援団体の方からは、これまで行政は顔が見えなかったと。例えば代表者会議だと様々な部署の部課長が集まっておりますので、ようやくこういった平場で行政の顔が見えるような関係ができるようになったというようなお声がけをいただいております。また、民間支援団体の方は一堂に会する機会がほとんどないということで、やはり行政が主体になって民間支援団体同士がつながることができる場ができたというのはすごくいいことだとお声をいただいております。

本区の場合、支援調整会議として既存の8つの会議体を位置づけております。要対協ですとかDVの連絡協議会といったものがあるのですが、すずらん・ネット会議も8つの会議体のうちのひとつ、若年女性版の支援調整会議というような形で設置しております。

参加団体ですが、現在21の民間支援団体が参加してくださっています。ほかの自治体からは、どうやって団体を見つけるのかとか、活動団体がないというような声もいただいた

りするのですけれども、こちらの21団体は全て若年女性だけを支援対象にしている団体ではなくて、支援対象者の中に若年女性を含んでいる団体ですとか、区内に拠点はないけれども、例えばSNS相談をやっていたり、全国的にやっているというような団体も参加していただいております。当初は13団体が参加していただいていたのですけれども、弁護士事務所でしたり、母子生活支援施設など、また、参加団体からこういった団体もあるよというような御紹介や、区からもお声がけするなどしまして、現在21団体というような形になっております。行政側は16の関係部署で構成されております。

次のページですが、すずらん・ネット会議の実務者会議で行っている事例検討について御紹介したいと思います。年2回、民間支援団体の方に事例を提供していただきまして、そのケースの課題やニーズは何か、各機関でどのような支援が行えるかなどを検討しております。そのケースだけに限らず、例えばそのケースの年齢がもうちょっと若かった場合とか、もうちょっと年齢が上の場合にどういったことができるかというような事例の話もしております。

参加者の声として右側に記載しているのですけれども、毎回民間支援団体の方も行政側の相談員も満足度がかなり高い内容になっているのではないかなと思っております。実際に事例検討後、別のケースを行政につなぐことができたというような御意見もいただいたことがあります。

行政は幅広い部署でやっておりますので、どこの部署がやっているのかということを民間団体の方も知ることができたというようなことと、やはり若年女性は行政に怒られるのではないかと、怖いというような話もよく聞きますので、行政側の相談員がどういう職員かといったことを、実際に支援をされている民間団体の方に分かっていただくというのもすごく大きいのではないかなと思っております。

10ページですが、プロジェクトを通じて見えてきたこと、今後の取組に向けた視点ということで3点ほど書かせていただきました。

まず当事者へのアプローチということで、永遠の課題なのですけれども、行政からの情報はとても届きにくいので、どうやったら届くのかというのはずっと考えていかなければいけないなと思っています。それと、ここも重要だなと思うのですけれども、予防的支援や教育といった形で、困難を抱える前に予防的知識ですとか必要な情報を伝えるために、本当に幼少期、若い頃から教育が必要なのかなと思っています。また、相談できる場所だったり、頼っていい、つながる場所があるということを、困難を抱える前に知ってもらうということもすごく重要ではないかなと思っております。教育だったり情報発信というのが一自治体ではなかなか難しいところもありますので、国だったり都道府県と連携しながらできたらいいのかなと思っています。

2つ目の民間支援団体等とのさらなる連携・協働というところで、やはり顔の見える関係づくり、そして、行政ができるのはハブとなるといったところもあるかと思っております。今後、こういったどんなことができるのかというようなところがすごく重要なのではないかと

なと思っています。ほかの自治体から基礎自治体としては一つの自治体でやるのは難しいという声も聞きますので、その辺をどういうふうに、都道府県と一緒にやるのか、広域でやるのか、そういったことも大事なのかなと思います。

民間支援団体への支援というところで、民間支援団体を行政として支援したいのですが、財政的な面ももちろん大きいですが、民間支援団体の方に聞くと、活動場所だったり、人材を集めるとか、人材の育成といったこともすごく困っているというようなお話を伺います。そういったところで一自治体では限界もありますので、どういうふうにやったらいいかといったところも課題なのかなと思っています。

そして、制度の壁、課題といったところで、先ほど各構成員の方からもいろいろお話が出ましたが、やはり住民票と居所が異なるケースについて、どこが支援するのか、どういうふうに関わるのかといったところも大きな課題になっているのではないかなと思います。あと、年齢の壁といったところで、民間団体の方で対象を幾つまでとかと限ってやっている団体もあるようで、年齢の壁といったものをどういうふうクリアしていけばいいのかなというのも考えなければいけないかなと思っています。

あと、庁内連携の実効性を高めるといったことも進めていかなければならないかなと思っています。困難な問題を抱える女性の支援というのは幅広くて多岐にわたっておりますので、どの窓口でもキャッチできるように、庁内だけではなくて、民間団体ですとか、自治体間の連携ですとか、様々な連携が鍵になるのではないかなと感じております。

以上です。ありがとうございました。

○戒能座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、薬師寺参考人から御報告をお願いいたします。

○薬師寺参考人 よろしくをお願いいたします。薬師寺です。

私は、福祉相談センターというワンストップの組織の中で次長として全体を統括するとともに、子どもと女性、障害のある方の相談所のうち、児童相談所と女性相談支援センターの所長を兼務しています。双方の所長の役割を本気で果たそうとすると想像以上に大変です。昨日も緊急電話は鳴りっ放しの状態で、両方の機関から通話やメールで連絡が入りますし、それぞれの機関の活動を支える国の制度は大きく動いている渦中で、その対策の検討も欠かせないため、これを一人で二役こなさせる兼務は正直なところ勘弁してほしいと思っています。

私は1993年度に福祉専門職として岡山県に採用され、1996年度から児童相談所の現場と本庁の児童福祉施策担当を主に活動してきました。今年度から現職なので、女性相談支援センター所長としては新米です。

子ども施策と女性支援施策との連携を現場の目線で考えますと、一つ目は“人”が重要となります。誰がそれを動かしていくかということです。そして、その人材をどう確保し育てていくか。二つ目は、“共通の考え方に基づく視点”に立って支援を実践することです。連携を考える際には、その二つが非常に重要だと考え、岡山県では、様々な取組を展開し

ているところです。

また、岡山県では、福祉専門職を児童福祉司と心理判定員の職種名で採用しており、県内に三カ所ある児童相談所を主に回りながら育成していくキャリアデザインなので、他の自治体の福祉専門職とは異なった特徴を持っています。

こうしたキャリアデザインのもとで、児童ソーシャルワークを基盤とした体系的な人材研修を全職員が受ける。児童心理司はもとより、警察職員や保健師であっても、児童相談所の職員として配属されたらその研修を受けることになります。それを岡山県では約14年間に渡って取組んできました。

私が女性相談業務に関わり始めたのは2006年度です。県庁で女性相談所とDV施策の担当者になったことがきっかけです。その後、2008年度に現場へ戻ってからは、児童相談所と女性相談所の企画業務と福祉専門職の人材育成等に2012年度まで関わりました。つまり7年間はかなり濃厚に関わってきたことになります。そして、13年ぶりに戻ってきたという状況です。久しぶりに現場に戻ると女性相談の内容が変わっていることに驚かされました。具体的には、生活困窮を訴える女性が非常に多いことや、女性と一緒に保護される子どもたちが増加していることです。それから、民間の支援団体も増えていることです。民間団体で活動されている代表の方々に話を伺うと、行政からの支援が充分に行き届いていない。民間団体に直接つながって相談に訪れている女性もいるし、民間団体が発見して支援している女性もいる。それに対して県も施策を打っているが、それが良い形でダイレクトに届いていないことが見えてきました。前置きが長くなりました。ここからスライドの説明に入ります。最初のスライドをご覧ください。

まずは、「岡山県の取組が目指すもの」です。岡山県では、2007年に子どもの死亡事故がありました。その検証報告を受けて「子どもを中心とした支援の充実」を掲げ、子どもと親に参加に基づく、多機関協働による一貫した重層的な支援を促進することを明確に打ち出しました。しかも、それは英国の児童ソーシャルワークを基盤として学び、子どもの権利条約に基づく子ども主体を推進するグローバルな支援実践システムの開発とそれを支える人材の育成を通じて、子ども中心社会の実現を目指すというものです。県全体の児童福祉の目標として、現在もそれに取組み続けています。

次に「児童相談所と女性相談所の体制整備」です。岡山県では、2003年度に児童相談所と女性相談所とが同一組織内に統合されました。それ以降の体制整備については、年表に書いてあるとおりです。時間の制約があるため、ポイントだけかいつまんで報告します。

2003年度以降、女性と共に保護される子どもたち、いわゆる“同伴児童”が非常に増えてきました。“同伴児童”という言い方は、後で取り上げます。子どもたちの増加と世代間連鎖をどう断ち切るか、それらを踏まえた児童相談所との連携の必要性を目的として、2010年度に児童相談所長が双方の所長を兼務して福祉専門職が担う体制となりました。当時、児童相談所長は福祉専門職が務め、女性相談所長は事務職が務めていました。相談の要となる女性相談課長についても、相談支援体制の強化を目的として、2018年度に事務職

から福祉専門職へとポスト変更しています。

冒頭で説明したことの繰り返しになりますが、現在、大変な業務負担となっています。そのため、今年度は福祉専門職の新たな管理職ポストを要求しております。現状の連携体制を維持しつつ、所長の兼務解消を求めたいのですが、現状では体制強化を図りつつ、段階的に再分離・独立させていくことを目指したいと考えています。

2枚目のスライドになります。

連携していく上では、共通の考え方に基づく視点に立って支援を実践していくことが重要であることを冒頭で紹介しました。最初は共通の考え方を整えていくことを目指して、高橋睦子先生にお声掛けいただき、2007年度に米国のハワイ大学からValli Kalei Kanuha先生をお招きして、児童相談所と女性相談所の職員の合同研修を開催しました。詳細は、スライドの最後の方に添付している「参考資料\_2026.09.02版」をご覧ください。合同研修のテーマは「児童虐待とDV」でした。合同研修では、児童相談所と女性相談所の職員が一堂に介したのですが、一緒に座らないばかりか、車座の座席に対面で座り、きっかけがあるとお互いに批判し合う場面が見られました。Kanuha先生による「母子の一体的な支援が大事」だとのレクチャーに対して、「母親は消極的な加害者だろう」と発言する児童相談所の職員と、「児童相談所は、一時保護されたDV被害女性の元から子どもを引きはがすだろう」と発言する女性相談所の職員とがにらみ合い、緊張感が漂う場面も見られました。

Kanuha先生は、米国のソーシャルワーカーであり、子どもと母親双方への一体的な支援の重要性を強く訴えていました。「なぜこれほどまでに母子支援、母子支援とKanuha先生は言うのだろうか」、当時の私自身もその意味が十分理解できなかったことを覚えています。今となってみれば、そのことの重要性が非常によく分かります。

これ以降、児童虐待とDVとの関係性を通じて、児童相談所と女性相談所とが相互理解と連携強化を進める研修が続きました。それを前進させるターニングポイントとなったのが、岡本正子先生にお声掛けいただき、2008年度に参加した厚生労働科学研究です。これは性的虐待に関する調査研究でした。性的虐待を受けた子どもの非加害親、特に同性の非加害親の子どもを守る力、被害を受けた子どもの回復にとって非加害親が重要なキーパーソンとなることを強く認識させられる内容でした。それを踏まえた研修や事例検討を起点にして、性的虐待が起きている家族内のDV構造や非加害親のアセスメント、非加害親支援の重要性に関心が高まっていきました。その後は、性的虐待や性暴力への対応の学びを起点にしながら、徐々に共通認識を図っていきました。そして、2012年度には「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」を策定し、児童相談所職員の体系的な人材育成研修を開始しています。

2013年度からは、DVや児童虐待の加害者の実態理解、DV離脱後の母子支援、デートDV、DVの視点に基づく家族関係の構造的理解の重要性など、様々なテーマを取り上げながら、2017年度からは若年女性への支援をテーマに児童相談所と女性相談所とが合同で人材育成研修を開催することを開始しています。

現在も児童相談所における若年女性からの相談や一時保護が、多くなっています。リストカットする子ども、死にたいと訴える子ども、性被害を受けた子ども、夜間に一時保護を求める子ども、警察に保護される子どもなど、そういう若年女性と呼ばれている子たちで、義務教育終了後から18歳未満の子どもたちです。

合同で人材育成研修を開催することで、児童相談所と女性相談支援センターと一緒に人材育成に取り組んでいます。そうすることで、機関の役割や相談支援の方法の違いなどの相互理解を基盤として、児童虐待やDVという家族内の支配構造に対する共通の考え方に基づく支援の視点の統一が少しずつ進んできているように感じています。こうした研修と実際の事例への支援実践での連携を通じて互いに歩み寄っていく。連携していくためには、そうしたことの積み重ねが非常に大事だと思います。

2022年度からは、県警察と児童相談所の合同研修にもDV視点を導入しています。若年女性への支援については、さらなる連携の必要性があることから、県内のDVセンターや市町村の担当者も巻き込んで合同研修を開始しています。

2023年度からは、増井香名子先生にお声掛けいただき、DV事案において、子どもの経験・ニーズ・希望に焦点を置き続ける、強固な子ども中心の枠組みであり、子どもを安全にし、非加害親とともに生活できるようにすること、原則として非加害親とパートナーシップを形成すること、加害者に介入し子どもに対するリスクと被害を減少させることの3つを原則とする『Safe&Together』モデルを軸とした研修に取り組み始めています。

ここで、児童相談所と女性相談支援センターが連携して支援した事例を紹介します。現在、全国の児童相談所では“面前DV”と呼ばれる警察からの通告が増加し続けています。通告を受けて児童相談所は家庭訪問を実施しますが、実際にDVがあるかないかは見えにくいのが実状です。私が女性相談支援センター長に就任してから保護された母子で、次のような事例がありました。

この母子は、昨年度、私が児童相談所長だった際に警察から面前DVの通告があり、職員が家庭訪問していました。その際には、家の中はきれいに整えられているし、直接子どもと会っても怯えているような様子もない。子どもの所属へ確認しても心配な様子もない。母親も継続的なDVをうかがわせるような話もしない。その結果、児童相談所としてはハイリスクとして評価し、子どもの所属と市へ見守りを依頼していました。その後、今年度に入ってから母子が女性相談支援センターへ一時保護されたのです。

そこで母親が話すDV被害はかなり激しいものでした。私は、その内容の乖離に衝撃を受けました。女性相談課長は、母親の同意を得て、児童相談所の相談課長へダイレクトに連絡を取りました。女性相談課長は、一昨年まで児童相談所の相談課長だったことから児童相談所がどう動くかも理解しています。速やかに情報交換して互いに連携を取りながら、子どもは児童相談所が一時保護する形で個別の支援に繋ぎ、母親は離脱に至りました。児童相談所は、一時保護の実施にあたって親権者である父親の同意を得る必要があります。それまで母子を探し回って女性相談支援センターを含む関係機関に怒鳴り込んでいた父親

の怒りの矛先を結果的に児童相談所へ向ける形で役割分担しています。この事例を通じて、改めて児童相談所と女性相談支援センターの連携の重要性和、子どもと母親が置かれている実態を把握するために、『Safe&Together』モデルの支援実践導入の必要性を強く感じさせられました。

4枚目と5枚目のスライドになります。

最後に、「さらなる連携強化のために求められるもの」を提案しています。児童福祉の業界では、2016年度の改正児童福祉法から子どもの権利条約に基づく施策と支援実践の必要性が再確認され、こども基本法の制定という動きに繋がっていきました。その結果、良くも悪くも現場の支援実践はその影響を受けながら大きく動き続けています。今回の報告では触れませんでした、子ども施策と女性支援施策が連携していくためには、女性支援の業界でもそうした国際的な枠組みとか条約を踏まえて法改正や施策を組み替えていくことが、この混沌として多様な課題を抱える現代社会の中で必要ではないでしょうか。

例えば、イスタンブール条約への批准とか、国連の国際女性デーへの共鳴とか、女性支援の現場で聴かれる女性や子どもの声とその実情に応じて、それを織り込みながら、日本の女性施策や支援実践をどうしていくか考える時期に来ていることを日々実感しています。

あとは、児童虐待やDVの被害を受けた子どもやDV被害者が地域から分離され、人間関係を含め、そこでの暮らしをすべて失う理不尽な法制度を全面的に見直すことです。これは、児童虐待防止法とDV防止法が制定されてから一貫して要望していることです。

それ以降の内容は、「子どもは権利の主体」ということを軸に提案しています。子どもには固有の支援ニーズがあり、子ども期における被害経験そのものとして認識して支援することが必要です。そのためにも、まず“同伴児童”とか“面前DV”という表現は再考しなくてはならないと思います。その他、ここに書いてあることをいろいろと提案していますので、後でぜひ読んでいただけたらと思います。

時間になりました。すみません。以上になります。ありがとうございました。

○戒能座長 短くしていただきまして、ありがとうございます。

それでは、お三方の御報告を受けまして、構成員の側から御質問あるいは御意見がありましたら出していただきたいと思います。大分押しておりますが、10分は取っていききたいと思います。

では、堀構成員。

○堀構成員 御報告ありがとうございます。

生活困窮との連携ということで少しコメントさせていただきたいのですが、先ほど田村構成員のほうから富士宮市の実施状況ということでお話を伺いました。福祉総合相談課に女性相談支援員がいて、女性相談支援事業があるといった体制が整えられているというところで、しかも、同じ福祉総合支援係の中に女性支援と生活困窮者自立支援があるというところで、一つのモデルなのではないかと思います。女性支援は関係機関との連携は非常に重要ですが、中でも生活困窮者支援との連携は非常に重要だと思っています。支援対象

者となる女性は複合的な困難を抱えて、経済的貧困ですとか、先ほど薬師寺参考人のほうからもありましたが、子供の貧困とか、そういったことにも同時につながっていくということを考えますと、生活困窮者支援とつながるということは非常に生活の安定につながりやすいと思われます。

ただ、生活困窮だけを切り口にすると、DVや性被害といった問題が見えなくなってくる場所もありますので、連携していくということで女性性に起因する困難を抱えて生活困窮に至った背景を捉えていく、そういったことが可能になりやすいのではないかと思います。

ただ一方で、福祉部門に配置されていない、富士宮市のような形になっていない地域も多々あるのではないかと思います。そういった中で生活困窮などとの連携を進めるために必要な方策は何なのか。どのように関係機関との連携を進めていくことが必要なのか。そういったことも視野に入れながら検討していくことも重要ではないかと思います。

○戒能座長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○堀構成員 はい。意見ということです。

○戒能座長 男女共同参画が担当している自治体も非常に多いと思います。それから、富士宮市の基本計画は、女性支援計画としてDVと一体化した単独の計画を立てていますが、男女共同参画計画の一環としてというところが極めて多いと思いますので、そういう場合にどう連携を進めていくかというのは重要な論点だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

熊谷構成員、どうぞ。

○熊谷構成員 薬師寺さんに質問です。DV被害者支援に関しては、私たち女性自立支援施設は大きな節目と考えていまして、参考になさったSafe&Together、David Mandelさんの実践はとても大事だと思っています。この研修を受けることによって、今課題になっている「秘匿性の高い利用者」と「秘匿性の高くない利用者」をどうするかという議論は根底から変わらと思っています。加害者とどう向き合うかとか、薬師寺さんは、岡山県女性相談支援センターの所長におなりになったばかりとのことですが、DV被害者支援と加害者について、お考えがあったら伺いたいです。

○戒能座長 どうぞ。

○薬師寺参考人 ありがとうございます。

支援実践への『Safe&Together』モデルの導入について、岡山県では2023年度に児童相談所職員の人材育成研修から始めて、2024年度には中堅職員を中心とした「DVと虐待の併存ケース対応の検討グループ」という勉強会を設置し、勤務時間内に開催しています。また、休日に開催される有識者や様々な機関の職員が参加する勉強会にも勤務として参加させ、学んでもらうことから徐々に県の児童相談所全体に拡大させていきました。

昨年度は、児童相談所と女性相談支援センター、DVセンターの職員、県警察、市町村の職員、本庁の施策担当者等が一堂に介して、David Mandel先生から直接学ぶ機会を通じて、

このモデルの考え方を共通認識としていくことにも取り組んでいます。このモデルが提示している視点を各機関の職員が互いに持てるようになり、支援実践が大きく変わってくるのはこれからだと思っています。そうなってきたときに、加害者の責任をどう問うていくかが一番課題になってくるでしょう。加害者の責任をどう問うかは、児童相談所と女性相談支援センターとでは未だ見解が一致していませんし、子どもの養育責任を含めて、それを問うための具体的な方策を立てていくにしても、裁判所による命令等の法的枠組みの新設とそのための予算の確保が不可欠となります。

いずれにしても、加害者に責任を問い、指導や支援を受けることを義務化させることは、法的枠組みに基づいてやらないと実現は難しいと考えています。これだけ警察から児童相談所への“面前DV”通告も増加しているわけですから、子ども施策と女性相談施策とが協働して、その対策を支える法的枠組みの新設を求める行動を急ぐ必要があります。この壁は、現場の支援技術だけで乗り越えることは不可能です。

すみません。お答えになっているかどうか分かりませんが、そのように考えております。

○戒能座長 どうもありがとうございました。

すずらんプロジェクトについての御質問は。

村木構成員、どうぞ。

○村木構成員 ありがとうございます。

田村さんと清水さんにそれぞれ同じ質問をしたいのですが、それぞれすごくいい取組をされている中で、県とかセンターとか、あるいは女性支援法自体に対してどういう要望があるかということをお教えいただければと思います。

○田村構成員 では、富士宮市から先に回答させていただきます。

県とか女性支援法というようにお話をいただきまして、県に関しましては、各市町村レベルで女性相談支援を進めていないところもあるところなのではございますが、やはり格差をなくすという視点で後方支援をしていただければということで、最後のスライドにも書いてあるのですが、支援員の力量がそれぞれあつたりするという観点から、新人の基礎研修から中級、上級などできればステージごとに分けていただいた中で、女性支援のスキルといいますか、そういった研修を開催していただきたいと思います。特に1人体制の女性相談支援員を配置しているようなところだと、分からないこととかを気軽に聞くようなこともできないという状況だと思いますので、そういったものをぜひ解消していただければと思っています。

○戒能座長 それでは、清水構成員、どうぞ。

○清水構成員 最後の10ページ目にも書いたのですが、民間支援団体と連携したりとしていくときにも感じるのですが、住民票と居所の問題といったところですか、民間支援団体の方への支援といったところを一自治体としてどこまでできるのかということをお考えたときに、お金のことだけではなくて、例えば人材育成的なことだったり、場所

の提供だったり、そういったことをやっていっていただきたいなと思っております。

それと、自治体同士の連携というのもちっとずつやりたいとは思っているのですが、それをどういうふうに進めていくか。地方から出てくる子だったり、いろいろな場所に移動していくといった若年女性などに豊島区だけでできない問題というのがすごく多く出てくるので、その辺の連携を一つ一つ自治体がやっていくのか、面で見せていくということは何かできないかな、やっていただけないかなと思っております。

○戒能座長 先ほど堀構成員から出ていた広域対応といいましょうか、広域で考えるという視点ですね。ありがとうございました。

オンライン御参加の構成員の方で御質問はございませんでしょうか。まだそちらからは出ていないのですが、いかがでしょうか。

それでは、近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 後の全体のところでも申し上げようかなと思っていたのですが、岡山県の薬師寺さんの取組は大変素晴らしいと思うのです。私どもも被害を受けている女性と、それから、子どもが単独で性被害を受けていたり、虐待を受けていたり、命を奪われたりするようなことが実際の現場では起こっておりますので、子どもと女性、被害を受けている側それぞれが支援の主人公として取り組んでいくような仕組みというのをつくる必要があると思います。

それから、連携・協働ということがこの支援法でも大変大きなテーマになっているのですが、この支援法が施行されてから、実際には公的な支援機関の相談件数や支援数というのは増えていないのですが、民間の支援団体に飛び込んでくる、つながってくる当事者の数というのは圧倒的に増えているのです。そういう意味では、実は民間の支援団体はこれまで具体的な財源の配分がなかったということもあって、それから、支援理念だとか様々な支援のスキルを独自につくり上げてきた。当事者と一緒に鍛え上げてきたということがあって、つながってくる方、全ての方をお断りすることは一切なく一緒に戦っているわけですが、その結果、歴史のある20年、30年とやってきた支援団体が財政的にも人的にも力が尽きて、本当にこの次どうしようかという岐路に立たされている団体もあるのです。

その意味では、この支援法が今回の見直しを含めて実際に社会資源として女性や子どもたちの支援に力を尽くしていった民間支援団体がきちんと有効な仕事をこれからも続けていけるように、連携・協働の在り方だとか、公的な財源の配付などについて抜本的な見直しをぜひこの機会に議論させていただければなと思っております。それはどうぞよろしくお願い致します。

○戒能座長 御意見ということで伺いました。

薬師寺さん、何か一言ございますか。子どもと母親というか、非加害者に着目して、外国から講師を招いて研修を行うというだけではなくて、児童相談所としても性暴力の問題とか、それとDVとの関連とか、地道な努力を積み重ねていらしたと私は認識しているので

すが、その辺りのことをちょっとだけお話しください。

○薬師寺参考人　ありがとうございます。

被害を受けている子どもと女性それぞれを支援の主人公として、子ども中心に取り組んでいく『Safe&Together』モデルのような、ソーシャルワークに基づく考え方を取入れた研修を実施することで何が変わったかといえ、その一例として「主たる虐待者」という国の統計上の分類で、近年「実父」の件数が増えつつあることが挙げられます。皆さんも報道等を通じてご存じだと思いますが、全国で主たる虐待者として分類されるのは、「実母」の件数が圧倒的に多いです。DVが疑われる事案の場合は、「coercive control」（抑圧、強制的支配、強圧的コントロール）の視点を持ってアセスメントすると、真の加害者は誰かを見定められるようになります。岡山県では、中堅職員を中心にそちらへ視点が移っています。そうなれば、家族を揺らしている震源地が明確になり、家族へのアプローチの方法も大きく変化します。具体的には、加害者によるDV被害の視点に立って子どもの声を聴くようになります。そして、これまで非加害親が子どもを守ろうとしてきた行動に着眼し、協同できるようになります。

児童虐待とDVが併存している家族の中で、子どもと非加害親は日々加害者の暴力から如何にして生き延びるかを必死に考えながら暮らしています。そうした視点も持たず、アセスメントも不十分なまま、児童相談所や市町村が家族に介入すれば、その絶妙なバランスが崩れて加害者がDV構造を強化させて子どもや非加害親を追い込み、最悪は死亡事例にまで至ってしまうこともあります。それだけに共通の考え方に基づく視点をきちんと児童相談所の職員の間でも持って介入すること、そしてそれを市町村や県警察等の関係機関、もちろん女性相談に携わる人たちにも拡大させていくことの重要性が共有されつつあると思います。

○戒能座長　ありがとうございました。

やはり時間が随分足りなかったようですが、これで6人の方の御報告とそれに対する質疑応答を終わりたいと思います。

それで、20分ぐらい延ばしてもよろしいですか。場合によっては30分になるかもしれませんが、せっかくですので、今日お二人の参考人の方も最後まで御出席いただいていますので、少し全体を通して御意見を伺いたいと思います。

ヒアリングは次回あと1回あるだけで、その上で検討の方向性を審議していくわけですから、今日のやり取りの中でこういうことをお考えになった、この辺はどうなのだろうかということ、率直な御意見を伺いたいと思います。

金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　まず、各構成員の皆様におかれまして、詳細な資料がとても整理されていて分かりやすく、ありがとうございました。

その中で、資料に書かれていなかったことや知りたかったことについて何点か触れたいと思います。

1つ目は夜間について、夜間の行政対応について触れていないという問題がある。夜間だからこそ、なかなか接続ができない困難な問題を抱えていらっしゃる女性への支援があるかと思っております。

2つ目がICTやAIの活用についてです。あと、データをどのように活用するのかということもぜひ知りたいなと思っておりますし、今後の一つのテーマなのかなと思っております。

3つ目が、女性相談支援センターに対する受け付ける層、相談のジャンルが増えているということはとても理解できたのですがけれども、現実問題として、例えばオーバードーズとか自傷行為とか精神的な不調を訴える方の支援はどうなっているのかというところ、具体的に言うと、今死にたいと訴えている人が安心して一晩あるいは数日泊まれるような制度があるのかというところが気になりました。

あと、今後の議論にぜひ入れていただきたいのは、売春防止法の5条違反で逮捕された女性へのサポートというところについても今後触れておく必要があるのではないかなと思っております。

以上になります。

○戒能座長 それでは、御質問の項目もありましたので、夜間対応をどうしているかということで、高岸さんのほうで全国的な傾向や実情は把握していらっしゃいますか。あるいは夜間対応したいのだけれどもこういう点で困っているとか、あるいは夜間対応は原則としてしないとか、把握はあまりしていない。

○高岸構成員 基本的には緊急の一時保護を各女性相談支援センターで実施しておりますが、役所は月～金の9時から夕方までということで、それ以外の夜の時間帯ですとか、土日、休みの日の対応ということが当然あり得ますので、その辺りのところは各県とも基本的には警察との連携ということで対応していて、東京でもその時間帯についてはまずは110番で警察を呼ぶか、できれば警察署なり交番なりというところに飛び込んで助けを求めるという形で、時間、場所を問わずに助けを求める方が緊急の避難ができるようにという対応になっているのが基本は各県共通だと思います。そこから女性相談支援センターのほうに連絡があって、保護の受入れという形になります。

ただ、そのときにどういう方でもすぐ受け入れられるかというところについての対応については、今回挙げられた中にも、看護師であるとか、ドクターはもちろんなのですがけれども、そういう専門職ということではなくて、福祉職だけが夜当直ないしは夜勤ということで見ているということにもなりますので、その体制で受け入れられるかというところでちゅうちょしてしまうような場合もあるという意見が県のほうからも出てきておりましたので、体制という問題、本当に夜勤がいればいいのですがけれども、当直で、それも当直専門の非常勤の方とかだったり、日中は常勤の職員がやっても、夜間のところが非常に弱い体制ということで、実は十分ではないという状況もあるというのが現実でございます。

○戒能座長 ありがとうございました。

夜間の体制について、例えば富士宮市はどうでしょうか。

○田村構成員 まず、基本的な相談は5時までというようなことをうたってはいるのですが、とはいえ、緊急で対応しなければならないということはございます。ただ、件数としてはそれほど多いという認識はないのですけれども、例えば警察から連絡があって、夜間であっても職員は対応するというような形を取っています。

そういう場合、どうするのかというようなことがあるのですけれども、例えば話にもあったオーバードーズとか希死念慮とか、そういった方は見守りが必要ということもあります。なので、可能な限り寄り添うということになるのですけれども、例えばなのですが、その方に初めてお会いするということもありますので、お話を聞く中で、そこですぐ次の手段を決断するのではなくて、例えばホテルを押さえて、そこで一泊考えていただくとか、そういったクールダウンといいますか、ちょっとお時間を置いて、また翌日朝から対応するとか、現場ではそういった対応をしているというような状況かと思います。ただ、件数としては、それほど多くはないかなというような認識ではあります。

そんな形でよろしいでしょうか。

○戒能座長 富士宮の場合の福祉総合相談窓口で、それだけでは完結しない問題、精神的な問題というのが非常に大きな問題としてあるのですけれども、連携という形は庁内で、あるいは庁外の医師会など専門機関と取れている、あるいは今後そういうふうにしていきたいというようなことはお考えでしょうか。

○田村構成員 精神の関係の方というのは結構いらっしゃるという認識ではあります。なので、連携は取れていると申し上げたいところですが、そこで例えば障害部署等と連携をしているのですが、そこでバトンタッチして終わりではなくて、女性相談支援員も常に状況を確認しながら進めているというような状況となっております。

○戒能座長 オンラインのほうで御発言はございますか。

それで、ITなのですけれども、神奈川県では一つ一つの自治体でやるのではなくて、もっと全国的なシステムが必要ということでした。そのときにAIも含めてITの活用というのが当然入ってくる。その辺、どんなことをお考えかということもお話してください。

○石井構成員 ありがとうございます。

先ほど御報告の中でも少しだけ触れさせていただいたのですが、相談の現場で相談の記録などをシステム化して、共通でその情報をやり取りできるといった状況になっていないというのが現状でございます。まずは県内からということで、そうした記録、また、その情報を共有できるようなシステムを今年度試行的に立ち上げたいと思っております。

こちらを立ち上げる際、何かAIの活用ができないかという議論もさせていただいたところなのですけれども、もう少し情報、どういった相談があるのかといった基礎となるようなデータベースを蓄積して、AIもまだまだ発展途上にあるということで、正しいデータを返してもらえそうなシステムにしていかなければいけないのではないかなというような声もありまして、まずはAIのないところからスタートしようと思っておりますけれども、日進月歩でどんどんAIも発達しておりますので、これから検証を進める中でそういった機能の

活用も含めて考えていきたいと思いますし、全国でお考えいただくというときには、そういった仕組みで県の中にとどまらず、市町村、全国と連携できるような仕組みをぜひ作っていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○戒能座長 各自治体の検討も必要かもしれませんが、共通事項というのがあるわけですから、国の検討課題の一つ、大きな課題になるかと思います。

それで、先ほど御報告いただいた京都府のケースですよね。かなり率直に女性相談支援員を配置する理由が分からないとか、ニーズはないとか、そういう自治体のお考えとか、既存の女性相談窓口、男女センターのようなところを指しているのかとは思いますが、そういう御意見があつてなかなか進まないということでした。そういうときに、富士宮市のケースでは、生活困窮を中心として、庁内に仕組みをまずワンストップでつくっていく。そこに入っている部署からまたさらに連携の輪を広げていくというような形で、女性たちが選択できるような相談の仕組みをつくっていく。支援の連携のあり方を具体化している例として御紹介があつたと思います。

それから、もう一つは県と市町村との役割分担とバックアップ機能として求められること、こういう人材育成をしてほしいとか、少し具体的に村木構成員の質問に対してお答えはあつたのですが、その辺りの構成員の方々のお考えをお聞きしたい。それから、市町村が実際の地域、コミュニティーにおける生活再建あるいは自立への支援を担っていき、それが中長期にわたるといふような伴走型支援が求められるということなのですが、それが観念的に分かって、うちにはニーズがないとか、そういう発言がそこら中であるのだと思うのです。そういうときに、こういうグッドプラクティスがあり、こういうことができるのですよと言っても、なかなか動かないという点ですね。そういう難しさはあるのですけれども、しかし、それで終わるわけにはいきませんので、もう少し何か具体的にアイデアとか、こういうケースも聞いているよとかそういうことでも結構です。あるいはお考えでも結構です。その辺、いかがなのでしょう。

では、近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 今のお話は大変重要な視点だと思います。北海道でも道の支援センターと自立支援施設が同じ建物の区域の中で一緒に仕事をしているわけですが、これはほとんど役に立たないです。一時保護センターとして、それから、自治体全体、地域をコーディネートする支援センターとしての役割と、具体的な困難を回復して心身の回復を果たして、具体的に地域で身辺自立、生活再建をしていく支援というのは、私は一緒の場所で一緒にできることではないと思います。ですから、自立支援施設はセンターの外に出して、地域に開かれたたくさんの人たちの目と手が届く形でこれからは運営していくのが一つの方策ではないかと思っています。

この支援法は、センターですとか自立支援施設をもう少し政令市ですとかほかの自治体でも取り組むことができるという条文がつけられましたので、私たちは北海道と、特にたくさんの方々が集中して逃げ込んでおいでになって、そこで自立を果たそうとされる札幌

市の役割をきちんとここで連携する形で機能分担していったほうがいいのではないかと思っておりまして、入り口から出口までの中長期で複合的で重層的に他領域の支援ができるセンターを私たちは札幌市につくりたいということで、今、活動を進めております。

できれば支援センターと自立支援施設は離す。そして、むしろ自立支援施設のほうにきちんとした財源を投入して、当事者がどういう程度であっても息の長い伴走支援を受けて、人としてきちんと地域で生きていけるような形をこの支援法を根拠にしてつくり上げていけないものかなと思っています。ぜひそれは国としても検討課題としてお考えいただければと思います。

○戒能座長 まだ御発言いただけていないのですが、岩本構成員、いかがでしょうか。

○岩本構成員 今日は本当に御報告ありがとうございました。大変勉強になりました。

先ほどおっしゃっていただいたように、都道府県と市町村の役割分担は本当に大切だと思っております。私の立場は、前回申しましたように、各市町村で女性相談支援員さんないし窓口が設置されるということは大切というものですけれども、実際にそれができるのかどうかというところもあり、都道府県でどうバックアップできるかという観点で今日お話を聞かせていただきました。

もう少し話を聞かせていただきたいのは、神奈川県の方で、町村部では女性相談支援員さんを県が設置しているということでしたので、もう少し、町村部との連携とかでうまくいっているところとちょっと難しいところをお聞かせいただくと、どういうふうに県が具体的に支援していけるのか、なかなか設置が難しい町村のところに設置していけるのかヒントがあるのかなというところと、薬師寺さんのほうで、岡山県では連携のために考え方、見方の共通視点を持つというところで非常に研修とか実践を積み重ねておられることを御報告いただきました。非常にすばらしい動きかなと思うのですが、これを例えば非加害親の支援となると、県がずっと支援するだけではなくて、やはり市町村にどうサポートしてもらうかというところも必要かと思いますので、連携の中で考え方、見方の共通視点というところをどう市町村に共有していらっしゃるのか、現在難しさもあるのでしたら、そこらへんも都道府県と市町村の役割分担のヒントになるのではないかなと思いましたので、お聞かせいただけたらと思います。

○戒能座長 ありがとうございます。

それでは、石井構成員のほうから神奈川県のお話をしてください。

○石井構成員 ありがとうございます。

本県で女性相談支援、町村部の相談をお受けするという事で、県の福祉事務所に女性相談支援員を配置して対応してございます。うまくいっているところ、メリットの一つとしては、いろいろ現場の話を聞いている中では、福祉事務所に女性相談支援員がおりますので、生活保護の対応をしている部門とも一体になっておりまして、町村部についてもそれが一致しますので、町の窓口の方と生活保護の関係も支援の中にも含まれるようなケースでは、非常にそこが連携をうまく取れるというところが一つあるかなと思います。

一点、難しいところという意味では、町村部に女性相談の担当者という方がなかなか明確にいらっしゃるという中で、福祉事務所と町村の窓口となっていていただく方を決めるのですけれども、そういった方が人事異動とかで変わっていつてしまう中で、女性支援についてあまり分からないまま人が変わっていつてしまうというようなところは課題だと聞いておりまして、このたび支援調整会議として実務者レベルの会議を定期的にしっかりとやっていくという中で、女性支援の仕組みも知っていただき、顔の見える関係性というのにも常に福祉事務所と町村部で取っていくというようなことで、そこを乗り越えていけないかというようなことで今進めているところでございます。

お答えになっているか、以上でございます。

○岩本構成員 ありがとうございます。

○戒能座長 よろしいでしょうか。

それから、女性相談支援員連絡協議会の会長の宮城構成員、いかがでしょうか。

○宮城構成員 ありがとうございます。全女相の宮城です。

本日は貴重な御報告ありがとうございます。

質問になるのかもしれませんが、例えば市区のほうに女性相談支援員が配置されていないところが多いという現状があったり、先ほど京都府のほうからも御報告があったのですが、なぜ配置しないといけないのかというところにまず悩んでいるという御報告がありまして、以前私が耳にしたこととして、方策というか方法の一つになるのかもしれませんが、例えば東京都のほうで女性相談という窓口に相談員が配置されていないという場合に、まずは都から市区のほうに職員というか相談員を派遣して、そこで必要性というのかな。一旦都のほうから派遣して、ゆくゆくは市の相談員を雇用してそこにスライドしていくという形で、その必要性を知ってもらうために最初に派遣するみたいなところの歴史があると聞いた覚えがありまして、例えば必要性を感じていないというところがあるのであれば、まずその必要性を感じてもらうところからと言ったら変なのだと思いますけれども、そこから広めていくというのも一つではないかなと思ったのですが、実際にそういうことがあったのかも含めて、方法の一つとして入れられるのであればと思ったので、質問させていただきました。

○戒能座長 どなたへの御質問でしょうか。

○宮城構成員 すみません。高岸構成員のほうによろしく願いいたします。

○高岸構成員 東京都では今、東京23区と市には全て女性相談支援員がおりまして、町村部は神奈川さんと同じで都が設置している福祉事務所ですとか、島のほうは支庁にそれぞれ女性相談支援員という役割を果たす方がいるということで、全地域をカバーしているようになっております。

このうち、市部のほうのことについて宮城さんは今おっしゃったのだと思うのですが、私も昔のことですのであまり詳しくはないのですが、聞いているところによるとという不確かな情報なのですが、市に都から女性相談支援員を派遣していて、その市

役所の中で相談員として業務をやっていた。それがある時点で市のほうにその業務を移管するということで、その方がそのまま市の職員になったということなのか、そうではなかったのかというのがはっきりしないのですけれども、そのまま採用された方もあったのではないかと思います。今では都のほうからの派遣という形ではなくて、それぞれ市のほうの職員ということで相談員が配置されているという状況になっております。不確かな話ですので、御紹介するのが適切かどうか分かりませんが、そのことだと思います。

○戒能座長 研修に盛り込んでいくとか、それは国というよりも県の仕事になるかもしれませんがね。県のバックアップとして市に対してももう少し積極的に研修を働きかけていくということも考えられます。

それで、大変失礼いたしました。岩本構成員のもう一つの御質問は岡山のお話をさせていただきたいということでした。

○薬師寺参考人 ありがとうございます。

女性相談では、実際に子どもがいるかないかで市町村のバックアップ体制は大きく変わってくるのが実状です。子どもがいれば、どうしても子どもの育ちと暮らしを支える母親としての役割を支える育児支援というスタンス、或いは母親自身の心身のケアといった形で市町村の支援につながる人が多いです。

一方、児童相談、取り分け虐待対応の視点で見ると、要保護児童対策地域協議会という法定協議会がほとんどの市町村に設置されています。こちらはマンパワー不足とか形骸化が長い間課題となっていました。2024年度から「こども家庭センター」という少子化対策や子育て支援の文脈の新たなスキームの設置が始まったことで、増員等の体制の充実が図られる流れとなっています。

岡山県では、要保護児童対策調整機関の調整担当者に向けた義務研修において、子どもの権利や「子ども中心」の支援の重要性など、児童ソーシャルワークを基盤とした研修をはじめ、DV視点を加えた虐待対応の研修を長年行ってきました。

また、昨年度開催した合同研修をはじめ、市町村支援担当福祉司が市町村を巡回する中で、具体的な事例への助言を行う際に『Safe&Together』モデルの考え方に基づくアセスメントを導入したり、そうした視点に立ちながら協働でケースワークを実践しています。

近年、女性相談に関する市町村の体制や支援実践は、かなり厳しい状況にあることを実感しています。これを打開していくためには、やはり女性の権利とか女性の人権に軸足を置いた法改正や施策を組み替えていくことが改めて重要だと思います。

これまでは、男女共同参画や女性活躍という、すべての女性を対象とした視点に立った女性施策があり、その延長線上に女性相談施策やDV対策も一体化して展開されてきたことで、人材や予算といった相談体制の確保ができていたように私自身は理解しています。

今更、そもそも論を言っても仕方がないわけですが、どうしても「困難な問題を抱える」となると自己責任論を誘発するようなネガティブなメッセージが伝わって、市町村の首長や議員から「なぜ、女性相談部門に人や予算をかけなければならないのか」と問われると

ころをどう突破すればよいか、女性相談担当部門の職員の皆さんもかなり苦勞していますし、実際に職員配置が削減されたり、廃止されたりしたところもあると聞いています。ネガティブな印象を与えず、前向きで媚びない形で女性相談施策を展開させようとするならば、やはり女性の権利とか、女性の人権という「基本的人権の保障」としてその重要性を国が法律で明確に打ち出して、市町村が女性相談部門の体制強化を勝ち取りやすくしていく必要があるのではないのでしょうか。子ども施策の場合は、そうすることで良くも悪くも大きく変わっていきましましたので、この機会を借りて改めてそれを提案したいと思います。

以上です。

○戒能座長 女性支援担当というよりも、係としてきちんとつくるという構想を持っていた自治体も一時はあったのですけれども、そういうことを実現した自治体があるのかどうかというのは今分かりませんが、子どもについての動きは大変参考になる。そのときに、国際的な視点あるいは人権、権利という視点、これはそれぞれ自己責任ですよと言っている状況があるからネガティブな状況が女性に生まれてしまうというところを構造的に見ていくという観点だと思っております。

それで、御発言はあとお一人ぐらいいらっしゃいますか。

田村構成員、どうぞ。

○田村構成員 座長さんですとか宮城さんもお話しされていた、女性相談支援員がない自治体に対してニーズですとか必要性をどう伝えていくかというところで、私も何か言わなくてはとずっと考えていたので、機会をいただいたので発言させていただければと思います。

例えば暴力を受けて身を隠している、身を隠したい方が離婚を考えたり、離婚調停をされている際に、見通しが立たないうちで転入してくる場合があったりします。そういった際ですと、例えば離婚調停をしていく際に住所が相手方に分かってしまうということがあったりしますので、そういった際には転入を考えて、転入しなくても学校に行けたり、そういった手段があるということをお伝えすることができるのです。ただ、女性相談支援員がいないと、何もないまま来てしまったりして、後で本人に不利益があったりというところがあったり、あとは、ほかの市町村につなぐ際も、向こう側に女性相談支援員がいないと、行った先でその行った方が苦勞されるということがありますので、各自治体に女性相談支援員がいるということでそういった本人に対してメリットがあるというようなこと、必要な知識がある方が間にいないと、市民課で何もそういった助言をしてあげられないというようなことがあるなということがありましたので、発言させていただきました。ありがとうございます。

○戒能座長 ありがとうございます。

それは先回宮城構成員が御発言なさったと思うのですけれども、地域間の格差を生じさせてはいけないという発言があった。今日の事務局がまとめてくださった中にも入っていると思います。

それでは、12時半になりました。一応議論はここで終わりにさせていただきたいと思います。

プレゼンしていただきました構成員の方々、それから、能勢所長、薬師寺所長、本当にありがとうございました。今後も連携を取れればと思っております。

それでは、御出席の皆様からは大変有意義な御意見を活発に出していただきまして、お礼を申し上げます。

最後に、事務局から次回の日程などについてお知らせください。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原女性支援室長補佐 次回につきましては、10月5日月曜日、15時からを予定しております。

正式な開催通知につきましては、追って御案内いたします。

○戒能座長 それでは、本日の検討会はこれで閉会といたします。

御出席の皆様、オンラインの皆様、それから、参考人の皆様、どうもありがとうございました。次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。